

令和4年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和4年3月9日 午前10時00分 開会
午後 3時36分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	市民生活部理事	林本裕明
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	保健福祉部理事	東錦也
こども未来創造部長	井上理恵	こども未来創造部理事	板橋行則
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 8番 奥本佳史 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

横井議員 皆様、おはようございます。本日のテーマは業務委託業者の監視体制でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。これより場所を移動しまして、質問席にてご質問をさせていただきます。

川村議長 横井議員。

横井議員 皆様、改めましておはようございます。近頃、近隣市の業者委託施設にて、安全のために就業制限のある業務には有資格者を配置する必要があるにもかかわらず、無免許の就労が発覚いたしました。現在は是正処置済みでございます。そこで、今回は本市で電気、ガス、油等のエネルギーを多量に使用、稼働していると思われる主な3施設についてお伺いすることになります。つまり、今回のご質問の内容は3施設に各2回のご質問を行い、合計6回のご質問を行う予定をしております。また、その理由といたしまして、周辺施設に居住しておられる市民の方々や就労しておられる方々の安全を引き続き守るために、人的な面から本市における安全対策状況をご質問する次第でございます。

それでは、第1番目の質問になります。クリーンセンターの有資格者配置等の安全確保はいかがになっていますか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

クリーンセンターの安全確保についてご説明申し上げます。センターの主要業務委託といたしまして、焼却施設の運転管理業務とリサイクル施設の運転管理業務の2つがございまして、それぞれの業務におきまして有資格者が必要となっております。これらにつきましては、業務委託契約を締結する業者を選考する際に、焼却施設は長期包括運転管理業務として、プロポーザル方式の公募の際の要求水準書に運営維持管理体制の大項目を設け、労働安全衛生管理体制の小項目中で基準や管理者、組織、体制、報告等を規定するとともに、全体組織計画の項目で事務、運転及び補助作業部門等、適切な組織構成を計画し、代表として技術管理者を総括責任者として置き、業務分掌を提出などと明記、本業務に必要な有資格者一覧を掲

げ、応募業者からの参加申込書で資格の確認を行っております。

具体的に主な資格を申し上げますと、廃棄物処理施設技術管理者、クレーン運転特別教育修了者、危険物取扱者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者、特定化学物質等作業主任者技能講習修了者、ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者、フォークリフト及び油圧ショベル運転技能講習修了者等でございます。

リサイクル施設の運転管理業務委託のほうは一般競争入札で業者を選考する際、仕様書にて有資格者の配置を求め、入札参加時に確認を行っております。こちらの資格といたしましては破砕・リサイクル処理施設技術管理者、クレーン運転特別教育修了者、危険物取扱者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者、特定化学物質等作業主任者技能講習修了者、フォークリフト及び油圧ショベル運転技能講習修了者、その他本業務履行上、法令で定められた資格等となっております。どちらも名簿と資格書の写し等を照合、確認いたしております。

川村議長 横井議員。

横井議員 次に、第2番目の質問に入ります。給食センターの有資格者配置等の安全確保はいかになっているのでしょうか。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 皆さん、おはようございます。教育委員会の吉井でございます。どうぞよろしく願います。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

平成27年3月に運用を開始いたしました中学校、小学校、幼稚園へ約4,000食を提供しております給食センターにおきましては、日々の作業を行うにおきまして、取り扱う職員が、法に基づく資格を有した者が作業を行っております。給食センターの本務といたします給食調理業務では、葛城市学校給食センター調理・配送等業務委託の契約を一般事業者と委託契約を行っております。この業務委託契約におきまして、学校給食法、学校給食衛生管理基準などの関係法令を遵守することを基本に業務を委託しております。日々の給食調理に欠かすことのできない調理師免許や管理栄養士に加え、設備におきましてはボイラー設備と電気設備があります。

まず、ボイラー設備には、運転及び点検業務の責任者にボイラー取扱技能講習を修了した者以上の資格を持った常勤の業務従事者とするボイラー管理責任者を配置しております。次に電気設備におきましては、葛城市学校給食センター自家用電気工作物保安管理業務委託の契約を一般事業者と行っております。この業務委託契約においては、電気事業法施行規則第52条第2項による工事、維持及び運用に関する保安・監督の資格を有する者が業務を実施しております。

以上です。

川村議長 横井議員。

横井議員 次に、第3番目のご質問に入ります。上下水道部の有資格者配置等の安全確保はいかになっているのでしょうか。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 皆様、おはようございます。上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ただいまの水道施設の安全確保につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

水道施設の浄水場運転管理・施設巡回等業務につきましては、浄水の安心、安定供給のため、365日24時間体制で委託業者が日常勤務2人、夜間勤務2人によるローテーションで業務を行っております。業務に従事する従事者は、氏名等を書類にて届出を義務づけ、異動がある場合にも同様としております。

その主な業務といたしましては、新庄浄水場では運転監視システムの運転操作、水質・取水量のデータ管理及び各配水池、取水池の巡回巡視業務を、兵家、竹内浄水場では水道課職員勤務日以外の土日、祝日等に、24時間体制で新庄浄水場と同様に運転監視システムの運転操作、水質・取水量のデータ管理及び各配水池、取水池の巡回巡視業務を行っており、この業務につきましては、水道技術管理者及び浄水施設管理技士等の資格を有する担当者が携わっておりまして、毎日のデータ、異常の有無等の報告を受けまして、担当職員が確認しております。

川村議長 横井議員。

横井議員 続きまして、次に第4番目の質問に入ります。クリーンセンターの安全監視システムはいかがになっているのでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。

さきの答弁でご説明申し上げました主要な2つの業務は、現在、有資格者常駐で運営いたしております。焼却施設、リサイクル施設、各業者とも毎月業務体制表、名簿を提出するとともに、月報として実績報告の提出を求めていますので、月に一度確認を行っている状況でございます。さらに人事異動など、変更が生じた場合は、速やかに名簿の変更及び資格書の写しの提出を求め、確認を徹底しているところでございまして、引き続き、現場のパトロールも含め、監視強化に努めてまいります。

以上でございます。

川村議長 横井議員。

横井議員 続きまして、第5番目の質問に入ります。給食センターの安全監視システムはいかがになっているのでしょうか。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

給食センターにおきます、先ほど説明いたしました設備のうち、ボイラー設備、そして電気設備の安全監視チェック体制につきましては、まず、ボイラー設備におきまして自主的な日常点検に加え、定期点検を行っております。また、電気設備におきましても毎月の点検を行っております。受託事業者はその内容によりまして、計画書並びに報告書等を作成し、市が指示する期限までに提出を求め、その内容を確認しております。

以上です。

川村議長 横井議員。

横井議員 いよいよ最後の質問になります。第6番目のご質問です。上下水道部の安全監視システムはいかがになっているのでしょうか。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。ただいまの水道施設の安全監視体制についてのご質問にお答えさせていただきます。

3か所の浄水場及びポンプ場の高圧受電設備につきましては、電気管理技術者資格を有する委託業者から毎月の点検報告書の提出を受け、確認しております。また、水道水の消毒剤として使用している次亜塩素酸ソーダは、毒物及び劇物取締法の毒物や劇物、あるいは消防法にいう危険物には指定されてはおりませんが、これを取り扱う際に、誤って酸と混合させると塩素ガスが発生する等の事故が起こりますので、次亜塩素酸ソーダの性質及び取扱い上の注意事項等を熟知した上で、安全対策を遵守する必要があります。特に納入業者、運輸業者に対しましては、取扱いについて必ず安全対策を取るよう指導しているところでございます。その他の水道施設保守業務委託等につきましても浄水の安心、安定供給のため、職員が立会、点検内容を確認した上で委託業者から報告書を提出させ、確認しております。

以上です。

川村議長 横井議員。

横井議員 ありがとうございます。有資格者、信頼できる方々に計画立った監視システムが存在し、本市施設の安全性を再確認できた次第でございます。これで人的な面での安全性を市民の皆様と共有することができ、今後とも安心して利用できます。重ねて、エネルギーを多量に使う当該施設への安全性の調査協力のこと、誠にありがとうございました。これで私の一般質問は全て終わりました。重ねて御礼申し上げます。

川村議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 皆様、おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。ただいま議長の許可を得まして一般質問いたします。質問に先立ちまして、ウクライナへのロシアの侵略に強く抗議することを表明いたします。

さて、今回一般質問、2点ございます。

まず、1点目です。動物愛護法の改正により動物虐待の罰則が強化されました。所有者のいない犬や猫の殺処分をゼロにしようという取組が、今、全国の地方自治体で進められているところでございます。今回、それに関連してノラ猫対策とTNR活動、地域猫活動ともいいますが、その支援について質問いたします。

2つ目は、安心して保育を受けられる環境づくりについて質問いたします。前回、12月定例会一般質問に引き続き、葛城市における保育政策について質問いたします。

これよりの質問は、質問席にて行います。よろしく申し上げます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 それでは、質問いたします。現在、地域でノラ猫が増えて、庭にふん尿をされたり荒らされたりするとか、そうした苦情、よく私、伺います。また、一方で、ノラ猫に餌をやる人がいると、困っているというふうな苦情も聞きます。葛城市にはそのような苦情、ノラ猫についてどのような苦情が寄せられているのか、その苦情件数、その内容について伺います。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

ノラ猫に関する苦情の状況についてご説明申し上げます。件数といたしましては、年間10件、平均すると月に1件程度でございます。その内容は、ノラ猫への無秩序な餌やり、ふん尿、ごみあさり、花壇や植木等を荒らされ困るといったものでございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 では、次にお伺いしますけれども、葛城市における所有者のいない猫の殺処分数はどうなっているのでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 お答え申し上げます。ノラ猫の殺処分を行う奈良県に確認いたしましたところ、市町村ごとの数値は一般公表していないということでありますので、県全体の数字でお聞きいただきたいと思います。公表された直近データは、令和元年度の数値でございます。引取り件数884頭、そのうち、おおよそ生後1年から1年半ほど経過した猫が182頭、子猫702頭で、その処分として迷い猫であったために、元の飼い主に返還された猫が3頭、新たな飼い主に譲渡された猫が127頭、そして、残る754頭が殺処分となっております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市のデータについては分からないということで、県のデータとしてご報告いただきましたけれども、754頭が殺処分していると。そのうち圧倒的に子猫が多いと、大変痛ましいことだと思います。

葛城市は、それでは殺処분을減らすために、どのような取組をされているのでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 TNR活動というものがございまして、これは飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的にトラップ、捕獲し、ニュートー、不妊去勢手術を施して、リターン、元のテリトリー、縄張に戻す活動でございますが、奈良県では、先ほどお尋ねいただきましたように、毎年多くの猫が収容、殺処分となる。その殺処分数を減らしたい。また、市町村では、猫による生活環境被害が増加、地域の生活環境被害を改善したい。こんな猫トラブルゼロを目指して、奈良県で平成30年度から行われておりますこの活動に、本市も令和2年度から参加、取り組んでいるところでございまして、令和2年度は市内3地区、本年度は1地区で実施し、合計14頭を捕獲、リターンしているところでございます。

アニマルパーク内、中和保健所動物愛護センターにおいて、無料で手術を行った猫は、他の猫と区別できるように耳先をさくらカットし、一代限りの命として見守っていくこととなります。術後の効果としまして、新たな子猫が生まれなくなり、鳴き声等の生活環境被害が減少することが期待されます。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 奈良県の事業を利用して、葛城市内で、今お聞きした3件とか1件とかやっているということで、頭数も14頭ということでしたけれども、効果を上げるためには、これはもう年間通じて、常時取り組まなければ効果のない活動だと思うんですが、この点について、こうしたことを、例えば1つの地域で、年間通じてずっと経過的にノラ猫が減るまで、こうしたことはされているのかどうかお伺いします。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 本市が参加、取り組んでおります奈良モデルのTNR事業は、現在年2回、前期と後期の募集があり、昨年度、後期募集分から応募、実施しております。この事業は、地域住民皆様のご理解とご協力を大前提に、奈良県への応募枠等の事前調整や、あらかじめ決められた手術日に合わせて捕獲、持込みの必要があることなどから、日を限って行っており、担当課では他の事業と調整をし、年間2回となっている現状でございますけれども、当座の解決とともに、このことをきっかけにして、少しずつでも地域のTNR活動の普及につながればと考えております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 なかなか行政として取り組んでいく上で費用の点、人員の点、その点で回数も大変限られているというふうに伺いました。まず、これは殺処分ゼロにすることですから、新たな、無用とされる命が生まれないようにするためにやる活動ですので、これはぜひとも継続してやるのが大事だろうと思うんですが、行政として、こうした所有者のいない猫が地域に増えていく。このことについて、その原因をどのようにお考えになっているか、行政としてどうその原因、捉えているか、これについてお伺いします。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 猫の繁殖力は極めて高く、年間2回ないし4回出産すると言われております。環境省の資料によりますと、あくまで理論上ではございますが、1組の猫から1年後に20匹、2年後に80匹、そして3年後には2,000匹以上に増える可能性があるとのこと。増加原因の1つとしては飼い猫が増え、一旦飼い始めるも、何らかの理由で飼えなくなって、引取り手を探すも容易ではないため、結果として捨てられてしまう。その捨てられた猫は不妊去勢手術が施されていない場合が多く、それらが繁殖しているものと思われまます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 まずは飼い主の責任ということが問われると思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 動物の飼い主は、命あるものである動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その習性等に応じて適正に食料を与え、養い育て、保管することにより動物の健康と安全を保持するよう努めなければなりません。猫を一旦飼い始めたら、その猫が生涯を遂げるまで、しっかりと面倒を見る責任があります。猫を捨てたりする行為は、動物の愛護及

び管理に関する法律で禁じられています。近隣の庭先や公園などでふん尿をしたり、庭木や車を傷つけるなど、人に迷惑をかけるようなこと、このことはしてはなりません。また、むやみに増え過ぎて適正な飼養ができなくなならないよう、不妊去勢手術などの繁殖制限等が求められます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 飼い主の責任があるということですが、やはり基本的に、これは動物愛護法にも書かれていますけれども、原則としてやっぱり不妊、あるいは去勢をします。そして飼うということだろうと思います。ところが十分そういうことができずに、また飼い主が飼いきれない、あるいは最近では、飼っておられる高齢者の方が、何らかの事情で高齢者施設に入られて十分世話ができないということで、地域のほうにその猫がほったらかされるというか、そういうことになってしまうということが起きております。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけども、行政として葛城市、不妊とか、あるいは避妊をやりましょうというふうな啓発活動ないしはそれに対する経済的支援、行政としてはそういう取組はやっておられるのかどうか、このことについて伺います。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 環境省の動物愛護管理室のホームページにも、人と動物の共生を目指して、動物の愛護と適切な管理のタイトルで、このことに関しても、むやみに繁殖をさせないようにしましょうと題して、動物にかけられる手間、時間、空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えないようにしましょう。また、生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行きましょうと、飼い主のモラル、マナーの必要性が呼びかけられています。本市では、財政的な支援は今のところ行っておりませんが、広報かつらぎや葛城市ホームページ等を有効に活用して、分かりやすく工夫、継続した啓発に努めたいと考えております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。葛城市としては啓発を行っているけれども、経済的な支援の枠組みはないと。私も調べましたが、県内では2町のみがそういう支援をやっているだけですから、これについてはまだまだなのかなと思っております。しかし、そういう状態にありますから、地域で所有者のいない猫が増えていくという事態が当然起きているわけです。それに対して、やっぱり殺処分をしないというのが、これが今の地方自治体が進めている取組でありますから、そのためにどうするかというと、先ほどご紹介がありましたように、所有者に返す。今はペットショップなどで売られている猫については、所有者が分かるような仕組みが取られていますので、それで所有者のところへ戻すと。それから、新たな所有者を見つけて譲渡する。それから、最後は殺処分になるんですが、そうしないために取り組まれているのが、このTNRとか、あるいは地域猫という活動なんです。

つまり、不妊去勢手術を施して地域に戻すと、その猫のテリトリーに戻すと。そうやることで地域全体の猫を、少し時間がかかりますけれども減らしていこうと。新たな子猫が生まれたりするようなこともなくしていきましょと、そういう活動がこれ求められているとこ

ろなんです。TNR活動というのが、あるいは地域猫活動と呼んでいる行政もありますけれども。

ところが、TNR活動をする際、先ほどありました耳をカットして、その様子が桜の花びらに似ているから、さくら猫とか、あるいは地域猫という言い方をしますけれども、これについては動物虐待を禁止しているわけですから法律で、当然そこまで世話をかけた猫については、やはり地域の猫として餌をやりながら、水もやりながら、自然死するまでしっかり見ていくというのがこのTNR活動なんですね。そして、そこには所有者のいないさくら猫とか地域猫と呼ばれる猫以外にも餌のところにやってくると。地域の全体のそういう所有者のいない猫について、しっかり把握して、100%そうした猫を、不妊去勢手術を施して地域に返していくと、こういう長い取組の活動なんです。

そうすると、そこへ餌やりということが生まれるんです、当然。ここで、ですから、行政はこんな活動できませんから、普通は動物愛護団体の方、動物愛護に高い精神を持っておられる方々、これに携わっている方が多くなっているわけですが、問題なのは先ほど言いましたように餌やりなんです。地域とのトラブルが生まれるのも、この餌やりに関してなんです。TNR活動をやっている方は、やっぱり地域の猫をそうやって見て減らしていきたいと。地域の方も、いわゆるノラ猫を減らしたいと思っているわけです。双方、同じ思いでありながら、この餌やりについて、いろいろトラブルが起きることが今、生まれているんです。これをやっぱり解消しないことには、TNR活動、本当にボランティア団体の人が地域の協力を得てやっていく上で、長くやっていく上で非常に重要なことですので、このことについて突っ込んでちょっと聞きたいんです。

まず、行政として猫に餌をやる、このことについてどのようにお考えですか。地域の所有者のいない猫に対して、餌をやることについてどうお考えでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 葛城市内でも他人の駐車場など、所有地に断りもなく立ち入り、餌を置いたり、区内の道路上や公園内に餌をまいたまま放置されて困っているという苦情が寄せられています。TNR活動は、捕獲トラップ、不妊去勢手術を施すニューター、元の場所に戻すリターンの英語の頭文字を取った言葉で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていく目的で実施されるもので、地域猫活動の基本となる考え方、地域の理解が得られると効果の高い手法です。TNR活動とこの地域猫活動を正しく理解しないまま、猫に餌を与える方々に、また、ノラ猫がうろついて迷惑を被っているという地元の皆さんに、本当のTNR活動と地域猫活動をされている皆さんのことを知っていただき、みんなでよりよい環境づくりに取り組めるよう努めたいと考えます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。今、終わりのほうで少しおっしゃいましたが、TNR活動できちっとやっている方もおれば、動物愛護の気持ちでそういうことと関係なしに餌やりをされる方も交じってたりするんですね。非常に複雑なことが起きたりします。

私はこうした地域の理解を得ながら、こうしたTNR活動、地域猫活動をボランティア活

動としてやって、うまく地域と協力しながらやっているところもございます。私はそうした活動を進める上で、これは1つのご提案ということになりますけれども、こうしたボランティアを支援している団体に公益財団法人どうぶつ基金という団体がございます。

このどうぶつ基金は、地方自治体がこの基金に登録しさえすれば、協力病院での不妊去勢手術費用を全額負担すると。ただちょっとノミとかダニとかをよける薬とか、そんなのは自費が発生するんですが、こういうことで不妊去勢手術費用をその基金が全額負担するという、そうした本当に奇特定の団体があるんです。大勢の募金、寄附を受けてそういうことをやっているわけですが、こうしたどうぶつ基金を葛城市についてもどうだろうかというご提案なんです。

このどうぶつ基金はそういう経済的支援だけでなく、TNR活動をルールに基づいたものにするための啓発活動なり、いろんなことやっておられます。例えば地域の協力を得られるTNR活動とするために、餌やりについても置き餌をせず、猫が食べ終わるのを待ち、後片づけと掃除をすることなどのマナーとか、あるいはふん尿などの被害、庭を荒らされる被害などが起きましたら、それについてもこういう取組事例を紹介しながら受け入れられて、地域と協力しながらこういうことが進むような啓発もやっている団体であります。そこでお聞きしたいんですけど、葛城市はこのどうぶつ基金に登録されているのでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 どうぶつ基金についてですが、県内39市町村中、奈良市、橿原市、大和高田市など9市のほか4町、合計13市町の利用を確認しております。本市におきましては、現在、どうぶつ基金には登録しておりませんが、令和4年度も引き続き、奈良県のTNR事業に参加する予定をいたしております。今後、議員が今、おっしゃっていただいておりますどうぶつ基金も含め、いろいろな制度を研究し、活用できるものは活用し、事業展開に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市は基金には入っていないと。奈良モデルの枠組みでちょっと今はやっているということでありました。しかし、これは先ほど述べましたように、行政だけでやるには限界があります。やはり動物愛護団体の方、本当に熱心な方の協力ができないことなんです。奈良県内の状況、今9市とおっしゃいました。12市ありますから3市がこれに登録してないんです。これは香芝市と生駒市と葛城市です。

ところが、生駒市については、これは先進地域なんです、TNR活動、地域猫活動の。この市のホームページ見ていただいたらよく分かります。生駒市は、地域猫活動として猫の殺処分ゼロの街いこまを目指して、地域の動物病院や地域猫活動サポーターと地域の皆さんとの協働による取組を進めて、避妊去勢手術費の全額をふるさと納税で集めるなどの取組をされているところなんです。だから、ここはどうぶつ基金に別に入る必要はないと。こうした枠組みをしっかり持って、サポーターの方は支援しているんです、年間通じて。だから、やってないのは香芝市とうちだけなんです、こういう形の枠組みがないのは。このどうぶつ基金は、私は行政として非常に取り組みやすいから提案しているんです。行政としての費用

が発生しませんから。私はどうぶつ基金に行政が登録することで、行政がこうしたボランティア団体の方々と一緒になって適正な形、地域の理解が得られる形でTNR活動、地域猫活動を推進できるのではないかと考えます。ちなみに、奈良県内で有名なのは奈良市ですよ。これは新聞、テレビなどで奈良市長が豪語されていますから。2年連続、奈良市は殺処分ゼロ。奈良市ができるんだから、こんなに大きい奈良市でできるんだから、ほかの市町村、できないことないでしょうといったことがマスコミでも広がりました。

つまり、私はこうしたことをやるについては、やっぱりボランティア団体と行政の協働が必要だろうと思うんです。奈良市におきましては飼い主に対する啓発活動、それから、所有者のいない猫を捕獲したら、これは譲渡をする。特に子猫につきましてはミルクボランティアということをやって、いろんな人たちにミルクを小さい子猫にやっていただいて、愛着を持ってそれを飼っていただくと、それで殺処分を減らすと。これは奈良市でも生駒市でもやっておられるし、お隣の大和高田市でもやっておられます、そういうボランティア団体の方が。こうやって殺処分、何とかゼロにしようということで奈良市など取り組んでおります。そして、3つ目が先ほど言いました地域猫を長く見ていこうという活動であります。

最後になりますけれども葛城市として、どうぶつ基金に登録して、こうしたボランティアの方々を支援し、あるいは新たなボランティアを育て、適正なTNR活動、地域猫活動が葛城市において発展するように環境を整えていくべきだと私は考えますが、最後に市長のお考えをお伺いいたします。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 どうぶつ基金も含め、いろいろな制度を研究して、よりよい事業展開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 一度、市長にもそういう団体の方々と懇談していただきまして、その熱意なり、思いなり、その問題点なり、これ、ぜひまたそういう機会を設けていただきますことをお願いいたします、次の質問に移ります。

それでは、2つ目の質問でありますけれども、安心して保育を受けられる環境づくりについて質問いたします。感染力の強いオミクロン株によって、10歳未満の児童にも感染者が広がっております。そこで伺いますが、葛城市内における公立保育所の1月、2月の感染者の発生状況について伺います。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いたします。

1月の公立保育所3園の陽性者数は園児6人、保育士0人で、2月の公立保育所3園の陽性者数は園児22人、保育士10人でした。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 今、小学校などでは、こうした陽性者が出ると学級閉鎖になったり、休校になった小学校

等もありましたけれども、公立保育所の場合、今、陽性者の数、おっしゃっていただき、特に2月多かったようですけど、公立保育所の閉鎖とか保育の自粛とか要請はあったんでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 1月、2月において陽性者が出ましたクラスの閉鎖などの部分的な閉鎖は行いましたが、保育所全体の閉鎖及び利用自粛要請は行っておりません。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 保育の場合は、そこに預けて働く方が多いために、社会活動維持のためにも、できるだけ保育所を開けておくということで、大変ご苦労されていると思います。公立保育所の次にお聞きしますが、公立保育所でのコロナ対策はどのようになっているのでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 日々の検温、体調管理、保育室の換気の徹底、空気清浄機の常時稼働、手指消毒、おもちゃ、机、椅子などの消毒を行い、保育士などの職員にはマスク、フェイスシールド、眼鏡の着用を徹底するなど、濃厚接触者とならないように対策を講じております。また、市内や近隣の感染状況に応じまして、行事の縮小や延期、中止なども行い、感染防止を図っております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。本当にご苦労なさっておられることと思います。今ちょっと説明の中になかったことでちょっとお聞きしたいんですが、公立保育所では、紙おむつですね、お子さんが汚してしまったりした紙おむつについては、個々のバケツに入れて持ち帰るということになっていますが、その保管及びその衛生管理、これはどのようになっているかお伺いします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 現在、使用済みの紙おむつは各園児の専用容器に入れまして、保護者に持ち帰っていただいております。持ち帰りまでの保管につきましては衛生面を考慮し、ビニール袋に入れまして、各自の蓋つき容器に入れてトイレ内で保管をしております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 定期的な消毒もされているとは伺っておりますが、これも大変な、気を遣う仕事でして、これについては、本定例会の初日の阿古市長の施政方針演説の中に、持ち帰りではないような形で処理をしたいということを表明されました。これは保護者にとっても朗報ですけれども、一括処理になったとしても、このおむつの処理については、私は感染予防上、やっぱり今後ともしっかり配慮していく必要があると思いますので、これについては、ぜひ万全を期していただきたいと思います。

次に、コロナ対策に関連して、小規模保育事業についてお伺いいたします。葛城市は待機児童解消のために、0歳から3歳未満までの幼児について、その方たちを預かる小規模保育所を市内に2か所、この4月から利用開始ということになります。この小規模保育事業というのは従来の保育所と違って園庭もありませんし、自園調理の調理施設もないですし、規模

は大変小さい。そこで、様々なことが保育を安定的に行うために考えられるので、これを支援する枠組みがあります。

1つは、これは3歳未満ですから、3歳以降はほかの保育所にかわらなければなりません。これについては、法令で連携施設、ちゃんと卒園しても大丈夫ですよという連携施設を確保する、これが原則となっております。

あるいは2つ目には、非常に規模が小さい、葛城市の場合は19名、A型の小規模保育事業ですから比較的19名で定員も多く、そして、保育士もしっかりおられて、ただ、人数はそう多くはないと。そのために、保育活動の集団活動とか、あるいは様々な助言、援助をするために連携施設が確保されてなければいけない。

3つ目ですけど、これが今回、しっかり問いたいところなんですけど、代替保育士の派遣を連携施設は求められています。今言いましたように保育士の数が少ないですから、これがコロナで濃厚接触者になられたり、陽性者が出ると、たちまちその小規模保育所は閉鎖になります。だから、そういうことがないように代替保育、つまり保育士の派遣、これが要件になっているんです。ただこの間、規制緩和が進められて、それについても幾つか例外措置があって、小規模保育所以外で預かることもできますよということありますけれども、それも非常に限定的な施設で、これは葛城市内にないと私は思っていますけど。だから、いずれにしても代替保育士をそういう場合には派遣しなければならない。

今、オミクロン株、次第に落ち着きを見せていますけれども、減少してきていますけれども、今後また、新たなことは考えられますから、ここはしっかりと確保する義務が、これは認可する側にあるわけですから、このことについてお伺いしたいと思います。代替保育士の派遣は、しっかり措置されますでしょうか、また、できますでしょうか。このことについて伺います。

川村議長 板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

まず、児童福祉法におきまして、市町村は小規模保育事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされておりまして、葛城市におきましても葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めており、その条例第7条におきまして、小規模保育所は連携協力を行う保育所などを確保することとしております。連携協力につきましては、おっしゃるとおり3つの内容を定めております。1つは、集団保育を体験させるための機会の設定、保育の提供に関して必要な助言や支援を行うもので、例えば、連携協力をする保育所などが主催する行事に、小規模保育所の園児が参加したりするものです。

2つ目は、小規模保育所卒園後の園児の受入れを連携協力を行う保育所などで行うことです。

3つ目は、小規模保育所で、職員の病気や休暇により保育を提供することができない場合に、小規模保育所に代わりまして保育を提供する、いわゆる代替保育です。

なお、全ての内容を1つの保育所、あるいは連携施設で受け入れるものとは限りません。葛城市におきましては公立保育所、認定こども園と小規模保育事業所との間で結んでいる連

携施設に関する協定におきまして、連携協力を行うこととしているのは、先ほど言いました1つ目の集団保育の体験、それから2つ目の卒園後の園児の受入れでございます。3つ目の代替保育につきましては、小規模保育事業者が県内で自らが運営されているほかの保育所などを連携施設として、代替保育を確保していただくこととさせていただいております。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 そこは今、小規模保育事業を展開されている事業者のほうで、これは代替保育についてはやられるということでもあります。ここは非常に大事なところだと思いますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

次に、もうコロナ関係についてはこれで終わります、前回の12月定例会の厚生文教常任委員会で公表されました當麻第1保育所及び磐城第1保育所について、閉所する計画についてお伺いしたいと思います。この閉所をする理由として挙げられているのが老朽化ということでもあります。しかしながら、本定例会にも上程されています補正予算や令和4年度の一般会計予算を見ましても老朽化対策、いろんな施設でそれなりの費用をかけてやっておられます。体育館の屋根とか、あるいはいきいきセンター等補修とか、老朽化だから閉所というのは、どうも私、納得できないところがあるんです。必要なインフラであれば、当然これは老朽化すれば更新していくのは当たり前だろうと思うんですけども、このことについて、なぜ閉所するのか、もう一度ちょっと理由について伺いたいと思います。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 なぜ閉鎖するのかというお問い合わせに対してお答えをさせていただきます。公立保育所の磐城第1保育所と當麻第1保育所につきましては、建築から45年近く経過して老朽化が進んでおります。また、両施設とも骨組みは鉄骨造りで、耐用年数も経過しております。平成31年度から令和元年度にかけて、それぞれの施設の耐震診断を行いました、いずれも耐震補強が必要であるとの結果でございました。さらに、キャパシティを増やすために、両施設ともリズム室を保育室に改修しており、リズム室がありませんので、行事や雨降りの日には合同保育をして部屋をやりくりしている状況でございます。

昭和53年建築の磐城小学校附属幼稚園が昨年度に建て替えられましたので、それより前の建築の磐城第1保育所及び同年度建築の當麻第1保育所につきましても、建替えが必要となるところでございます。そのため、今後の施設のありようについて種々検討を重ねてまいりましたが、土砂災害区域内にある磐城第1保育所につきましては、磐城認定こども園の充実を図ることで、そこに移行をし、當麻第1保育所につきましては道路や駐車場の課題もあることや、8月のサウンディング調査の結果も踏まえまして、當麻小学校区内の別の場所で民間によって建替えをしていただく予定となったものでございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ちょっと今、最後のところは分かりにくかったので、民間によって建替えしていただくというのはどんな施設だって民間によって建て替えられるわけですから、ちょっと言葉足らなかったと思うんですが、もう一度ちょっと答弁。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 民間を誘致し、民設民営でということでございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 このことについて、後でもうちょっと詳しく質問しますが、先に、閉所となると、その分、保育定員が減ります。現在、2つの公立保育所、いずれも90人、90人、180人の定員を設けているんです。待機児童問題が発生している本市で、この定員について今おっしゃいましたけれども、民設民営の新たな2つ、保育所を閉鎖して新たな民間事業者、誘致するということがありますけど、この定員確保について、これどうなのか確かめますので、ちょっとお答えいただけたらと思います。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 磐城第1保育所と當麻第1保育所の定員はそれぞれ90人で、合わせて180人の保育定員でございます。磐城第1保育所の90人につきましては磐城認定こども園の定員の中に移行いたします。また、民間による認定こども園の保育認定部分の2号及び3号認定の定員につきましては、150人前後を目安に事業者が提案することとしております。現在の磐城第2保育所の弾力運用も解消されるよう、今後の子どもの数も視野に入れまして、施設の供給が過剰とならないように定員の設定をしているところでございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 施設が過剰にならないようにということで民間保育所を誘致すると、公立保育所はそれで、閉所になるということですが、今150名とおっしゃいました。180人のところが150人に減るけれども、磐城認定こども園ができていますから、そちらとも移行することによって確保するというところだろうと思うんですが、これ私、民間事業者150人前後でということでおっしゃいました。これ今、応募されていますよね。

これはホームページで民間保育事業者を募集する要項が葛城市のホームページに載っています。そこに事業者からの質問も寄せられて、その回答もホームページに載っております。その中に、私、大変気になることがありました。事業者はこのような質問をしているんです。定員が200名とのことですが、事業者選定後に変えることはできるのか。當麻地区の児童数や今後の動向を見たときに、それだけの人数が必要な合理的な理由が分かりません。保育所の在園児童数からも乖離があると思われるので、行政と話し合いの下、変更できますかという質問が載っています。

それに対して、行政側が今後、話し合いで決定すると。募集の段階では一応150人前後、全体で200人ということですが、やっぱり保育事業者は経営ですから、今度民間で来られる方は、それは過大な投資はできません。当然この経営状態を見て決めていくわけですから、だから、こういう質問というのは当たり前だと思うんです。それに対しては決まった後、話し合いますとなっていますから、私、これちょっと流動的な要素があるなと思ったんです。

もう一つ、事業者の質問からこういう質問があります。あくまで新規園として開園するため、園児の募集に関して、こちらの考えで募集してよいかと。その理由として全くの新規園の場合、4歳児、5歳児の入園希望者は少ない。最初の一、二年は少ないだろうと、やっぱ

り経営ですから、しっかり見てはるわけです。だから、ここにおいても新たに開設しても、なかなか定員がどうなるか、ちょっとこれ流動的な要素が私はあると考えているんです。

そこで、私は令和6年に開設することになったとしても、しばらくの間、これ様子見る必要があるのではないかなと思うんです。そこで伺いますが、2つの公立保育所の閉所の時期、これはどう予定されているのでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 2つの公立保育所の閉所の時期につきましては、現時点ではまだ決まっておりません。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 現在では決まっていないと。しかし、これは保護者にとっては今、大変な関心事なんです。将来閉所するかもわからない、いつか分らない、でもその間、あるだろうと。そしたら、来年度は募集されていますから、次の年度、質問を変えますけれども、募集されるんですか、この2つの公立保育所については。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 令和5年度の募集は行いますが、内容等につきましては、まだ現時点では決まっておりません。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 令和5年度については募集を行うと。だから、すぐ下のお子さんが、保護者の方はこういう方がおられるんですよ、やっぱりね。入園したと、入所したと、だけど、次から、もうどんどん入ってくる方がいなくなると、どうしようと。そういう不安が出たりしているわけですね。この移行期の問題です、だから。移行期をどうするのかということが問題にされるんですよ、保護者の方。

詳しくちょっと質問しますけれども、磐城第1保育所は磐城認定こども園、元幼稚園ですよ。そこを施設、大きくして新しくしました。立派なものがあったんだけど、保育無償化によって幼稚園児はどんどん減って行って、がらがらするようになっている。そこで、磐城第1保育所が老朽化した、建替え費用も大変だ。ここへ吸収移行するというのは分かるんです。これは全国の今、人口減少の中で苦しんでいるところは大体幼稚園と保育所を1つにして、認定こども園造っていますから。認定こども園というのはそういう形で経費をかけずに、両方、合理的な施設を使おうという考えだと思うんです。保育内容とか教育内容については、僕は考えは違うけれども、そういう考えがあるのは分かります。

この磐城第1保育所については分かるんです。ところが當麻第1保育所、これはどうなるのかと。なくなって民間の保育所出ました、でも、移行じゃないですよ。これは公立から私立に行ってくれと、なかなか保護者に強制するわけにいかない問題ですし、誘導するものいろいろと問題があると思いますが、だから、そこがどうなのか。この2つの保育所、移行期において同じように移行されるんですか。もう磐城第1保育所のほうは分かるんです。當麻第1保育所のほうはどういう移行を考えられているのか。これが分からないので、ちょっとお聞きしたいと思います。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 移行期につきましては検討中でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 検討中ということですが、もう既にこれは発表されました。保護者の中に不安が広がっています。前回は質問いたしましたけれども、これについては、きちっと今の利用者の方、今現在、利用している方に対して説明会なり、説明はされるのでしょうか。ずっと説明なしでいくのでしょうか。これについてお伺いします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 説明会は開催する予定でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 私はやっぱり公共施設ですし、市の事業ですので、何よりも利用者である保護者、あるいはお子さん、これが一番大事だと思うんです。まずは保護者の意見や要望をしっかり受け止めていただいて、利用者の便宜を最大限図るように努力していただきたいと思います。もう具体的にはつかんでおられると思いますけれども、例えば親しんだ保育士と離れる、このことに対する保護者の強い不安があるんです。せっかくなじんだ保育士と離れて、また違う環境に行く、大丈夫だろうか。あるいはきょうだいがおられる。上のお兄ちゃんは今おるんだけど、下の子はもう入れないからほかへ行く。2つの保育所を掛け持ちになる。これもすごく困る。その移行期にはこんな問題が起きるんですよ。それに対して丁寧な対応をぜひしていただくために、そういう保護者の方のご意見もしっかり受け止めていただきたいと要望いたしておきます。

最後になりますけれども、私は當麻第1保育所については存続させるべきだと考えております。少なくとも當麻第1保育所については存続させるべきだと。それは公立の保育施設は2つになってしまうんです、今後。磐城認定こども園と磐城第2保育所のこの2つになってしまう。私は公立保育所が果たす役割というのはあって、よくありますのは災害時です。今、コロナの時期ですけれども、大規模災害が起きたときに、例えば看護師、医者、当然消防士、いろんな方、働かれるわけです。それを保育、潰れている、大規模災害で。そのときに保育所を開設して、ちゃんと預かるということをやるのは、これは公立保育所の使命なんですよね、ある意味でね。私はそこを、今後のことも考えても、やっぱりこれは保育所をあまり減らすのはよくないと思っているんです。

先ほどありましたように保育の定員がちょっと流動化すると思います、しばらく新しい民設民営の保育事業者が来たとしても。だから、その点でぜひ考えていただきたい。施設ですけれども、私は建て替えたらいいと思っています。磐城第1保育所は吸収移行だから、2つの保育所を1つのような形で建て替えてもいいと思います。将来的に保育需要が減って、施設ががらがらになっていくじゃないかと。しかし、それは地域の施設として私は利用したらいいと思いますよ。

今、人口減少でお悩みの地域では、大体幼稚園とか保育所は地域の子育て支援センターとして利用しているところ多いです。つまり、子育て支援センターとして現役の保育士が、ベ

テランの保育士がそこへ張りついて、未就学のお子さん及びお母さんをしっかりサポートする、そうした子育て支援センターとして利用している元保育施設、元幼稚園多いんですよ。だから、そういう形で當麻地区に、これは要るんじゃないかと、地域の方にも喜んでいただけるんじゃないかと私は思います。

そういうことを私は考えるんですけども、ちょっと阿古市長のお考えを、私、るる述べましたのでご意見をお伺いしたいと思います。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。この待機児童の問題も含めまして、保育所事業につきましては懸案の事項でございまして、数年の検討時間をかけております。先ほど部長からも答弁、説明がございましたけども、今現在では、葛城市としては最良の方法だと思って行政は取り組んでいるところでございます。ただ、今、公募している最中でございますので、その民間事業者の状況、その公募結果によりましても流動的なものがございまして、確定はできないと考えております。公立・私立保育所は葛城市に非常に、ほぼ半数ずつで実はあります。と申しますのが、旧當麻町のほうは公立でやっておりましたけども、旧新庄町におきましては私立で対応していたということでございます。ですので、地域的には私立の保育所の認識というのは非常に高く持っていたいただいていることだと感じております。制度的に整備されているものでございます。ですので、ほかの施設が、例えば福祉施設等、葛城市いきいきセンターですとか、ゆうあいステーションですとか、また、ほかの図書館ですとか、いろんな公立の施設、体育館等がありますけども、それとはまた別の考え方ができる分野である。先ほど申しましたように、制度的にも確立されたものでございますので、民間でやれるものは民間でやっていただきたいという思いもございます。財政面も考えながら、また利用されている皆さん方にご了解がいただけるように、丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

当然のことながら移行期間等、数々の問題があることも認識しておりますので、1つ1つ丁寧な対応を考えていきたいと思っております。また、公募結果が出ましたら、そこで、流動的な部分でございますと申し上げましたけども、確定したものがありましたら、また議会のほうにも報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。丁寧な対応をお願いしたいと思います。施設を存続させるかどうかというのは、これは大きな問題ですので、改めて機会がありましたら、また議論できたらとは思っております。

最後になりますけれども、私が心配しておりますのは民設民営の保育施設、私は保育所だったらまだ分かったんです。待機児童も出ていますから、民間の保育所を當麻小学校区で誘致するというのは分からんでもないんですが、これ民間の認定こども園なんです、保育所ではなくて。先ほど説明もありましたように、保育所に関わる定員が大体150人、残りの50人が幼稚園教育に関わるものです。1号認定の子どもたちに関わることになるんですが、これは今、當麻小学校附属幼稚園というものがございまして、當麻小学校区に幼稚園教育をやること

ころが2つできるんです。そこでお伺いしますけれども、當麻小学校附属幼稚園、これの定員及び現在の実際の園児数、お聞きします。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

當麻小学校附属幼稚園の園児数でございますが、過去5年間の園児数につきましては平成29年度が定員100人に対しまして65人、平成30年度が定員100人に対しまして48人、令和元年度が定員100人に対しまして33人、令和2年度が定員100人に対しまして35人、令和3年度が定員100人に対しまして34人でございます。令和4年度につきましては、校区内の入園対象となります3歳児34人のうち16人が入園予定で、園児数は定員100人に対しまして38人となる予定をしております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 定員100人に対して現在30人台ということになっております。ここで新たに、令和6年度から幼稚園教育をやる同じ校区にそういう認定こども園ができるということで、これは本当に存続できるのかなど、人数が減って。そこでちょっと教育長にお伺いしたいんですけれども、人数がたとえ減っても、これは幼稚園教育として當麻小学校附属幼稚園、これは教育として、きちっと人数は少なくなっても存続させるのかどうか、これについて伺います。

川村議長 椿本教育長。

椿本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の椿本でございます。

ただいま谷原議員の當麻小学校附属幼稚園の今後についてのことでございますけれども、當麻小学校附属幼稚園、この幼稚園におきましては地域に根差し、地域コミュニティの意見や力を幼稚園教育に取り入れることを大切に考えておる、いわゆる地域とともにある園づくりを目指しているところでございます。

また、當麻小学校ではPTA活動を積極的に行うとともに、コミュニティスクール制度による学校運営協議会との熟議を重ねながら、地域が学校運営にも参画いただいております。そのような小学校附属幼稚園としての強みを生かして、幼小連携に力を入れているところでございます。このようなことから市内の小學校区内に公立の幼稚園を存続させまして、幼児教育を一層充実させていきたいと考えております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 當麻小学校附属幼稚園も今、教育長がおっしゃったように、本当に地域に根差し、よくやっていただいて、伝統のある地域に根差した幼稚園だろうと思えます。その幼稚園に入る園児たちの数が今、減少していますけれども、私は、例えば運動会とか学芸会と言うんでしょうか、幼稚園はよく分かりませんが、行事1つとっても園児数が物すごく減ってくると、もう行事そのものが成り立たない、教育の機会が提供できないということが起き得るんですよ。

私、なぜ當麻小学校区に、そもそも幼稚園に入園する方が減っている中で、認定こども園をわざわざ誘致したのか、これは全く理解できません。今、応募されてますので、ここでそ

のことを取り上げてやろうという気はありませんが、私は今後、この問題について継続的に見ていきたいと。やっぱりせっかく地域で愛され、長年の伝統を持つこうした教育が本当に継続できるようなことを私も望んでおります。ちょっと保育所問題については、業者がまだ決まってないということですから、決まったら、また流動的などころも収まった上で、新たに様々なことについて、また引き続き、議論できたらと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午後 1時00分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今月の3日、3月3日でございますけれども、大正11年に結成された全国水平社が創立100周年を迎えました。今のコロナ禍の状況にありまして、差別、偏見、いじめ、貧困、自殺、DV、虐待、そして、インターネット上の誹謗中傷など、様々な社会問題が深刻さを増しています。このようなときだからこそ、水平社宣言の人間の平等と尊厳を求めた理念、これは、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すSDGsにもつながる理念でありますけれども、私の議員活動の柱として、引き続き、様々な社会の課題に取り組んでまいります。

さて、今回の質問は、葛城市立小学校の校区についてであります。議長のお許しを得まして、今回もパネルを使いながら質問に臨みたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 それでは、市立小学校の校区についてお伺いをいたします。私は、今から3年前の平成31年3月議会と令和元年6月議会、これ、ともに2019年の一般質問で、市立小学校の校区についてお伺いをいたしました。また、昨年令和3年3月議会でも、小学校区割と教育環境というふうに題しまして、校区における課題、そして、教育環境における課題、この2つの課題というのは相関関係にあるのだという私の持論のもとに質問を行いました。この間、3度にわたって、私が校区割の一般質問を行っておりますのは、阿古市長が当時から5万人チャレンジと銘打って、当分は人口増を目指す市政を行っておられること、そして、現在も市内人口、そして児童数が現実的に微増傾向にあるというのが前提でございます。

葛城市は、子育てと教育のまちとして評価が高いわけでもありますけれども、それを更に充実させたいとの思いであります。その一環として、昨年12月の一般質問では就学援助制度の充実と、そして市民全体への周知を要望いたしました。この学校教育環境につきましても、

現状の把握と改善できる点の見える化等を行いまして、それに対応していくことが、これが重要だというふうに私は考えるものであります。

というわけで、3年前、1年前の質問に引き続きまして、市内小学校の教育環境をよりよくするために、小学校区について、今回で4回目の質問に臨みたいと思いますけれども、今回の質問の目的、ゴールというのはもうただ1つでございます。どういったものかといいますと、すなわち、小学校区の校区割について、市民が意見を出し合う場、話し合う場の設置をぜひとも教育委員会には検討していただきたいということでありまして、これについて前向きなご答弁をいただけましたら、今日はもうこれでやったなという感じになりますので、よろしくお願いをいたします。

校区割につきまして市民が話し合う場を設けること、私は少なくとも3つの効果が見込める、意義があるというふうに考えますけれども、それにつきましては後に述べることにいたします。さて、校区割、通学区域を検討するに当たりまして、私がかねてより3つの視点で考えましょうということを提言しております。

1つ目が、施設と児童数の視点であります。施設といえば、例えば運動場の広さ、それから理科室のような特別教室の数などであります。この児童の数に対しまして、運動場の広さは十分なのか、理科室の数は足りているのかなどの課題であります。

2つ目が、学年と児童の視点であります。例えば市内の、とある小学校は規模が大きくて1学年の人数が多いのに対して、隣の小学校は児童数が少なく、1学年で2クラスつくれる、いわゆる単学級になってしまうなどの課題であります。

3つ目が、通学の負担等の視点であります。児童の自宅から近い小学校は、実は隣の校区で、わざわざ遠い小学校に通わなければいけないなどの課題であります。この通学の負担につきましては校区割の視点だけでなく、例えば遠方から通う児童のためのスクールバスの検討なども、かねてから議論をされているところでありますけれども、今回の質問は校区割についてなので、ここでは校区の問題にのみ集中をしたいというふうに思います。

さて、3年前の施政方針演説で、市長は次のようにおっしゃいました。葛城市は合併前のサービス水準を維持し、行政、教育、福祉サービスが充実しているんだと。そして、今後も同水準の行政サービスを提供していくためには、独自財源である税収を安定的に確保して、財政の健全性を維持していくことが必要である。したがって、人口の増加が不可欠である。そのためには、特に働く世代である生産年齢人口の増加を図り、子育てしやすい環境づくりに努力するんだというふうにおっしゃったわけでありまして。しかし、子育て世代が、実際に子育てがしやすすくないというのであれば、人口が増えることが住民の利益にはつながりません。3年前は子育てしやすい環境の要件の1つに、公立学校の教育環境があると考えて質問に臨みました。また、去年3月の一般質問ではコロナ禍の状況におきまして、学校内でも密の解消が求められているということ。また、2月に2年生以上の1クラス35人学級化法案が閣議決定されましたので、それらも念頭に質問を行ったというわけでありまして。

以上、前置きが長くなって恐縮でありますけれども、あともうちょっと、これまでのおさらいをしてから質問に入りたいと思います。

現在、葛城市内には北から、當麻小学校、磐城小学校、新庄北小学校、新庄小学校、忍海小学校の5つの小学校があります。葛城市の歴史を遡りますと明治22年4月1日の大合併で、北から、當麻村、磐城村、新庄村、忍海村が新しく設置されました。市内の小学校4校は、それぞれ経緯に違いがありますが、ほぼ明治の大合併による村の区域がそのまま小学校区に相当をしております。唯一、昭和50年代の児童数増加に伴って、私の母校でありますけれども、新庄小学校から分離して新設されたのが新庄北小学校であります。

当時の新庄町は人口が急増しており、新庄小学校の児童数も昭和48年度には814人であったものが、昭和51年度には、僅か3年間で1,078人と264人も増加するというような状況であったということだそうであります。264人という数字は、現在の當麻小学校と新庄北小学校の児童数に近い数であります。当時校舎の増築も検討されたようではありますが、幸い文部省の児童生徒急増市町村の指定を受けることができ、新庄北小学校の新設が計画されて、昭和52年4月に開校をしたということになります。私、小学校4年生でございました。

それでは、質問に入ります。

まずは数字が並びますけれども、質問の基礎となる児童数などについて把握をしたいと思っております。前回まで数字の羅列がすごく大変でしたので、今回はポイントを絞ってお伺いをしたいと思います。

最初に、市内5小学校の全校児童数と全学級数についてお伺いをいたします。これにつきましては、毎年5月1日現在の状況を調査されている学校基本調査の内容でお願いいたします。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 教育委員会の西川でございます。よろしくお伺いいたします。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

市内小学校の全校児童数と全学級数についてでございますが、議員仰せのとおり、令和3年5月1日現在の学校基本調査の内容でお答えさせていただきます。

まず、新庄小学校は全校児童数が818人で全学級数は24学級、これに加えて特別支援学級の児童数が44人、学級数は11学級でございます。次に、忍海小学校は全児童数が310人で全学級数は12学級、これに加えて特別支援学級の児童数が12人、学級数は4学級でございます。次に、新庄北小学校は全児童数が247人で全学級数は11学級、これに加えて特別支援学級の児童数が13人、学級数は4学級でございます。次に、磐城小学校は全児童数が720人で全学級数は22学級で、これに加えて特別支援学級の児童数が36人、学級数は9学級でございます。最後に當麻小学校は児童数が250人で全学級数は11学級、これに加えて特別支援学級の児童数が11人、学級数は3学級でございます。

以上です。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今のご答弁で、相対的に見て児童数が多いのが磐城小学校です、720人と新庄小学校811人の2校、そして、相対的に児童数の少ないのが當麻小学校250人、新庄北小学校247人、そし

て、忍海小学校310人であるというふうに再確認をいたしました。

続きまして、学年ごとの学級数と1教室当たりの平均児童数をお伺いしたいと思います。

先に相対的に、児童数の多い新庄小学校と磐城小学校の2校からお願いをいたします。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 それでは、学年ごとの学級数と1教室当たりの平均児童数についてお答えをいたします。新庄小学校でございますが、第1学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は33.5人、第2学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は31.3人、第3学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は38.8人、第4学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は31.5人、第5学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は34.5人、第6学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は35.0人でございます。

次に、磐城小学校でございます。第1学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は28.3人、第2学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は29.3人、第3学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は37.0人、第4学年が3学級で1学級当たりの平均児童数は36.7人、第5学年が4学級で1学級当たりの平均児童数は30.8人、第6学年が3学級で1学級当たりの平均児童数は36.3人でございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 続きまして、相対的に児童数の少ない當麻小学校、新庄北小学校、忍海小学校の学年ごとの学級数と1教室当たりの平均児童数をお伺いいたします。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 それでは、當麻小学校でございます。第1学年が1学級で1学級当たりの平均児童数は31.0人、第2学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は21.0人、第3学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は21.0人、第4学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は23.0人、第5学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は20.5人、第6学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は24.0人でございます。

次に、新庄北小学校でございます。第1学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は19.5人、第2学年が1学級で1学級当たりの平均児童数は30.0人、第3学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は22.5人、第4学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は18.5人、第5学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は27.0人、第6学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は21.0人でございます。

次に、忍海小学校でございます。第1学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は28.5人、第2学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は21.5人、第3学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は28.5人、第4学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は25.5人、第5学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は21.5人、第6学年が2学級で1学級当たりの平均児童数は29.5人となっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。ずらざらと数字をお答えいただいたんですけども、今のことを聞いていまして、新庄小学校、磐城小学校というのは1学級当たりの平均児童数も多いと、

忍海小学校はその中間ぐらいで當麻小学校、新庄北小学校がやっぱり少ないということですね。例えば、第6学年だけを見ましても、磐城小学校が36.3人に対しまして新庄北小学校は21.0人ですから、両校の間に15人ぐらい、同じ学年ですけれども、それぐらい差があるということでもあります。

さて、3年前の一般質問のときに、新庄小学校と磐城小学校では児童数が当分増えるということで机、椅子などの備品が調達されました。対して、當麻小学校と新庄北小学校、忍海小学校の児童数は、当時のご答弁によりますと令和2年度がピークであると予測されておりました。また、去年の質問時の令和2年度の状況につきましては市内5校中、磐城小学校のみ児童数が増加するものの、ほかの4校は減少する予定であると、5校全体では30名の減少が予定されるというふうな答弁がありました。では、来月から始まります令和4年度の児童数と学級数の見通しはどうか、お聞かせください。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 令和4年度の児童数と学級数についてでございます。令和4年2月10日現在の内容でお答えいたします。新庄小学校の児童数は815人で学級数は24学級でございます。忍海小学校の児童数は320人で学級数は12学級、新庄北小学校の児童数は234人で学級数は10学級、磐城小学校の児童数は753人で学級数は23学級、當麻小学校の児童数は231人で学級数は10学級でございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 お答えくださったのが2月10日現在の数字ですので、当然4月には若干違ってくるだろうなというふうには思います。

さて、今のご答弁で新庄北小学校と當麻小学校とが、ともに10学級でございました。ということは1学年に1学級という、いわゆる単学級の学年があるかと推察しますけれども、具体的にどうでしょうか。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 ただいまのご質問にお答えします。

新庄北小学校では来年度、新1年生と3年生が単学級となる予定です。また、當麻小学校では新1年生と2年生が単学級となる予定でございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 新庄北小学校、當麻小学校とも低学年が単学級となっているということでもあります。両校とも、単学級となっているのは、今年度は各1学年であったんですけども、来年度は2学年に増えているということですので、ここだけを切り取ってみますと、両校については児童数が減っている傾向にあるというふうに考えられると思います。

では、市内の5つの小学校区ごとの児童数の今後の見通しについて、教育委員会はどのように認識しておられますでしょうか。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 校区ごとの年齢別人口から就学予定児童数を見ると、新庄小学校、新庄北小学校、當麻小学校については児童数が下降傾向にございます。また、磐城小学校においては来

年度に児童数が増加し、その後、横ばいから下降傾向、忍海小学校では来年度以降も増加傾向にあると認識しております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 教育委員会の今、認識をお伺いいたしましたけれども、磐城小学校と忍海小学校で児童数が増えていますけれども、反対に新庄小学校、新庄北小学校、當麻小学校では減っているということでありましたけれども、実は話を聞いておまして、私の実感とはちょっとずれているかなというふうに感じます。

さて、私、市民窓口課で開示請求をいたしまして、小学校区ごとの1歳刻みの人口が一体何人なのだろうというデータを出してもらいました。一つは、先月2月1日現在の数字です。もう一つは、それからちょうど6年前の平成28年2月1日現在の数字であります。なぜ6年前の数字を出してもらったかといいますと、単純な発想なんですけれども小学校が6学年までであるからであります。

さて、このデータを基に、ちょっと皆さんのお手元にお配りしているかと思えますけれども、葛城市小学校区別年齢別人口という資料ですね。これを表計算ソフトで私、ちゃちゃっと簡単なことですが作成をいたしました。作成の目的なんですけれども、小学校区ごとの児童数の増減の傾向を見たいなと、それをつかみたいなということであります。個々の細かい数字を見るのではなくて、大まかな傾向を見たいというのが目的であります。児童は小学校に6歳で入学をして6年間在籍するのが通例ですので、便宜的に1歳から6歳までの6年間、7歳から12歳までの6年間、13歳から18歳までの6年間を1つのそれぞれブロックとしまして、平成28年と令和4年について6年間の増減を見ました。

平成28年の1歳から6歳までが、いわゆる令和4年の7歳から12歳までに、平成28年の7歳から12歳までが、令和4年の13歳から18歳までに当たるというふうに考えられるかと思えます。当然の間は、市民の転入や転出ありますので、全く同じ人というわけでは当然ありませんけれども、その上で、葛城市小学校区別、年齢別人口の推移をちょっと見たいと思えます。

まず、新庄小学校区の平成28年に1歳から6歳までに当たる方は、6年間で748人から823人に大きく増加をしております。同様に、7歳から12歳までに当たる方は6年間で738人から763人に増加をしております。新庄北小学校区の平成28年に1歳から6歳までに当たる方は6年間で245人から252人に若干増加をしております。同様に、7歳から12歳までに当たる方は6年間で256人から260人に、これも若干増加しております。

忍海小学校区ですが、平成28年に1歳から6歳までに当たる方は6年間で265人から312人に大きく増加をしております。同様に、7歳から12歳までに当たる方は6年間で299人から312人に増加をしております。

次です。磐城小学校区の平成28年に1歳から6歳までに当たる方は6年間で688人から744人に大きく増加をしております。同様に、7歳から12歳までに当たる方は6年間で707人から722人に増加をしております。

最後、當麻小学校区でありますけれども、平成28年に1歳から6歳までに当たる方は6年

間で242人から247人に、これも若干増加をしております。同様に、7歳から12歳までに当たる方は6年間で、ここは314人から307人に若干減少をしております。先ほどまで伺った質問に対する教育委員会のご答弁というものにつきましては、現時点でのお子さんの数、いわゆる人口でいえば、いわゆる自然増を踏まえたという形になるかと考えます。

冒頭に述べた市長が目指しておられる人口増は、ほかの自治体から引っ越してこられる方を考慮に入れる、いわゆる社会増を含むものであります。今、読み上げました数字には自然増だけでなく、社会増が反映されていると私、考えるものでありますけれども、當麻小学校区、新庄北小学校区に対しまして、磐城小学校区、新庄小学校区、忍海小学校区の増加数が多いのが興味深いところであります。

実際、まちを歩いておられます、この3つの校区内では新築一戸建ての分譲を目にする人が多いんです、私。ということから、住宅開発が多い校区と少ない校区があるのではないかなというふうに推察されます。

では、私の資料におおよそ対応をするということで、直近6年間の校区ごとの住宅開発の状況について、住宅開発件数と区画数とをお尋ねいたします。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

市内小学校区ごとの住宅開発の状況につきまして、平成28年度から令和3年度までの6年間の実績を住宅開発件数及び区画数、それぞれの合計を校区ごとに報告させていただきます。新庄小学校区、開発件数83、区画数348、忍海小学校区、開発件数56、区画数198、新庄北小学校区、開発件数7、区画数42、磐城小学校区、開発件数48、区画数241、當麻小学校区、開発件数22、区画数72となっております。

以上です。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 なるほど、新庄小学校区の区画数が348、磐城小学校区の区画数が241、忍海小学校区の区画数が198というふうにして、これが多いのに対しまして、當麻小学校区の区画数が72、新庄北小学校の区画数が42というふうに、相対的に少ないということで、ここ6年間の人口の推移と住宅開発件数、区画数とは、私は明らかな相関関係が見てとれるのではないかというふうに考えます。

さて、お示しくくださった数字は、あくまでも開発件数と区画数でありますけれども、人口の増減との関係については、どの程度分かるものとお考えでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 先ほど報告させていただきました数字につきましては、開発件数などから算出したものでございます。実際に住宅を建築されているか、どのような方が居住されているか、家族の構成なども様々であり、また、市内で転居をされる方もおられますので人口の増減につきましては、開発件数のみでの判断は難しいものでございます。過去からの住宅開発の状況から未就学児を扶養する夫婦、また2人世帯の若い夫婦などが多いように見ることができ

ると思います。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 松本部長のおっしゃるとおりですね。住宅用地を取得されても、すぐに家を建てるとも限りませんし、家族構成も人それぞれであります。市内で転居される方もいらっしゃるかと思います。しかし、先ほど申しましたように、明らかな相関関係があると私は考えるものであります。

さて、今後の葛城市の人口の見通しについては、どのように予測されていますでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 現在、都市計画法の一部改正に伴う法第34条第11号に基づく区域における災害ハザードエリアの除外、集積率の引上げにより、区域指定の見直しを進めているところでございます。法改正などにより、開発などの件数に影響が及ぶところもあるため、人口は微増から現状維持を推移するのではないかと考えます。

以上です。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 都市計画法第34条第11号につきましては、総務建設常任委員会でも議論がされているところであります。2年間の経過措置があるというふうには聞いてはおりますけれども、市には引き続き、住宅開発に影響が出ないようにご努力願いたいと思います。

では、葛城市域全体としての人口及び児童数が、今し方のご答弁のとおり、微増となる可能性があることを前提に質問を続けたいと思います。

さて、先ほどの1つ目の視点である施設と児童数について、以前にも伺いましたけれども、現在の小学校5校の運動場の面積をお尋ねいたします。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 運動場の面積でございます。新庄小学校が6,012平方メートル、忍海小学校は1万1,100平方メートル。新庄北小学校は8,419平方メートル、磐城小学校は7,926平方メートル、當麻小学校が7,583平方メートルでございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 私が以前計算したところによりますと、1人当たりの運動場が広い順番にいきますと、忍海小学校、新庄北小学校、當麻小学校、磐城小学校、新庄小学校となつて、新庄小学校が一番狭いわけですけれども、忍海小学校の運動場は1児童当たりの広さが新庄小学校のおよそ4.7倍という結果になりました。私は、これは大きな差であるというふうに思うんです。校区における課題の1つであると認識するものであります。

運動場の広さにつきまして、私は昨年3月、ちょうど1年前、教育長、今、椿本教育長でいらっしゃいますが、その前の杉澤教育長にお考えを伺いました。すると、こういったご答弁をいただきました。運動場とかの問題で、少し学校ごとに違うことが教育環境の不統一になるのかというのは、私は大いに疑問に感じるところでございますと、これは杉澤教育長のお言葉です。新庄小学校は人数が多い、確かに運動場も狭い。でもその中で、やはり人数やその広さに応じた教育をしてくれていますし、新庄北小学校に関しましても人数は少なく、

運動場も結構広い。でも、それはそれなりの教育を進めているというようなことで、それぞれの学校に特徴があつて、それは決して不均衡とか不平等ではなく、かえって、その学校の特色を表しているのではないかというふうに思いますというふうに、不均衡ではなく各小学校の特色であるというふうに、杉澤前教育長のお考えでありました。それはもう、1つの見識だと思います。杉澤先生は教育行政の経験豊かな方ですので、ほかの自治体の事例もよくご存じの上で、そのようにおっしゃったのではないかと拝察するものであります。

しかし、特色という言葉が、例えば新庄小学校の運動場が他校の運動場よりも相対的に狭いということによる何らかの課題とか、また、現場での困り事などが隠れてしまわないかなというふうに危惧するものであります。自治体が、違う自治体であるなら仕方のない話ではありますけれども、同じ自治体の校区が隣接する小学校同士で、よりよくする方法が見つかるかもしれないということに蓋をしてしまう可能性もあるのではないかなというふうに考えます。これにつきまして、現在の教育委員会の認識をお伺いいたします。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 児童数や施設環境との違いはそれぞれございますが、その中で、各学校では学校ビジョンを下に、それぞれの学校の実態に合わせた教育を進めております。運動場の広さという観点も学校環境の1つとして捉えた上で、各学校で適切に取組を進めていただいているものとして認識しております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 なるほど、もう教育委員会の現時点での認識はされていることにつきましては、理解をいたしました。先ほどの杉澤先生のご答弁のすぐ後、阿古市長は校区の問題につきまして、教育委員会のほうで考えていただく部分と前置きをされた上で、葛城市の場合は大規模な住宅開発をすることは考えておりませんので、極端な変化というのは起こらない。徐々に起こす変化ということですので、それに対応するのは緩やかな対応の中で考える必要があるんだと思いますけれども、必ずしも校区が変わらないということは、永遠ではないということは理解しておかなければいけないのかなというのが阿古市長の考え、私の考え方でございます。その時代、その時代の変化において、必ずしも校区というのは固定されたものではないということを理解しておく必要があるのではないかというのは、行政の立場として予算を配分していく立場としての考え方でございますというふうに、阿古市長はお答えになっております。

さて、新庄町と當麻町との合併協定書に、町立学校の通学区域の取扱いについてという記載がございました。そこには、小・中学校及び幼稚園の通学・通園区域については当面、現行のとおりとするけれども、ただし、新市において、通学・通園区域の検討を行うというふうにあります。以前、新市になってから通学・通園区域について、何らかの検討は行われたんですかというふうに質問したところ、教育委員会では人口動態統計を基にして、今後5年先の予想に基づき、校舎の増築及び教室の用途変更で対応してきていますということで、柔軟な対応を行っているから、このことから、校区割についての検討は現在行っていないという旨のご答弁がありました。

現在の対応については、どうでしょうか。また、今後5年先の予想に基づいて、現時点で

問題としている点はありますでしょうか。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 校区割につきましては、現在は検討を行っておりません。また、校区ごとの年齢別人口から今後の就学予定児童数の増減を見ると、小学校区別に児童数の増減に違いはございますが、増築等の対応は必要ないものと考えております。ただ、規模の小さい学校につきましては複数学級とならず、単学級となることが予想されますので、単学級が増えることが学校において、すぐに問題であるとは現在考えておりません。

以上です。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 私が先ほど示した資料、そしてまた、都市整備部のご答弁では、人口及び児童数が微増傾向であるというふうなことでありましたが、教育委員会としては、あくまでも児童数については自然増減のみ把握していて、社会増減については考慮していないというふうな理解でよろしいでしょうか。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 おっしゃるとおりでございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 私、最近、磐城小学校の遠藤校長先生のところに行きまして話をしてみました。磐城小学校につきましては、現時点では教室の数は足りておりますけれども、普通教室については今後、もし各学年で1クラスでも増えるということになればキャパシティがオーバーしてしまうと。これについては、磐城小学校の遠藤先生の前任者でいらっしゃいます田中校長先生も同様のご認識でありました。これにつきましては、教育委員会も同じ認識でしょうか。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 確かに、各学年1クラスの増加となりますと対応が難しいと考えます。ただ、先ほどの今後の就学予定児童数の増減などから見ても、今後、普通教室の数に問題はないと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 それでは続きまして、2つ目の視点であります学年と児童数の問題についてお伺いをしたいと思います。私は、これは課題であるというふうに考えていまして、いわゆる単学級の問題があります。前回、単学級のメリットとデメリットにつきましては、教育委員会のほうから見解を伺いまして、そのときはお答えをいただきました。メリットとしては、子ども一人一人の個性や特性に応じた教育活動がしやすいとか、そういったことをお答えいただいております。反対にデメリットとしては、通常学年単位で行うような体育であったり、音楽などの集団の学習では、その規模が小さいことにより学習目的を達成しにくいとか、そういったことをお答えいただいております。

何事にもメリットと、そしてデメリットの両面があります。前回お答えいただいたときには、メリットはこうですよ、デメリットはこうですよというふうにお答えいただいたわけですが、私としてはデメリットのほうが大きいという声をよく聞くんです。その点につきまし

ては、教育委員会の見解はいかがでしょうか。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 単学級につきましてはメリットもデメリットもございまして、捉え方によって感じ方は異なると思います。単学級の運営については各学校において、それらのことを踏まえた上で、教育効果を高める方策を考え、取り組んでいただいているものと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 教育委員会とすれば、メリットもあればデメリットも両方あるんですよ。どちらがどうということはないぞというふうなお答えだと思います。

私、学校教育につきましては、私自身、教職の経験もなく素人なんですけれども、現職の先生方や退職された方も含めて、複数の教員の方に伺いますと、皆、単学級はデメリットのほうが多いなというふうにおっしゃっています。その1つの大きな意見とすれば、学年経営ということを挙げられます。つまり、1つの学年に1つしかクラスがなければ、そこに入ってください担任の先生というのは限られてくるらしいんです。複数クラスがあれば、ベテランの先生と若手の先生というふうに入ってもらわなければならないけれども、そういったことでも単学級というのはデメリットが大きいと思います。

したがって、児童にとっても、あと保護者からも聞いておりますが、保護者にとっても教職員の先生方にとっても、私は単学級というのは解消するほうが望ましいのではないかと、これは私の個人的な見解でありますがそのように思います。

最後に、通学の負担等の問題であります。冒頭3つの視点を掲げましたので、これについてもさっと触れておきたいと思います。先ほど申し上げましたように、この問題は校区割のみで解決する問題でなく、スクールバスなどの問題もありますけれども、これはちょっと別の議論になろうと思いますので述べません。念のためにお伺いいたしますが、教育委員会が通学の負担について、校区ごとに課題として認識されているということはありませんでしょうか。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 確かに、校区について考えるときに、学校までの距離や登下校の際の安全面などの問題を併せて考えることは必要だと考えております。また、校区についての議論のみで、通学に関する問題が解決するものではないという認識についても、議員お述べのとおりだと考えております。通学の負担という面では現在のところ、校区ごとに課題として捉えている内容はないものと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 教育委員会としては、通学の負担等については課題がないという認識だというふうなご答弁であります。では、ちょっと少し質問の方向を変えますけれども、以前に伺った質問ですけれども、一般的に校区割の変更には様々な問題があって難しいと言われます。なぜそのように言われるのか、葛城市固有の問題でなく一般論として、教育委員会の見解をお願いいたします。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 校区決定の根拠といたしましては、葛城市立学校の通学区域等に関する規則において、通学区域を定めております。一般的には、道路や河川等の地理的状況や地域社会がつくられてきた経緯、自治会、子ども会のコミュニティ等、それぞれの地域の実態を踏まえて過去に決定されたものでございます。議員ご指摘の校区割変更を行うには、過去に決定した地域社会がつくられてきた経緯や地域、子ども会、さらには家族の中でも親子、兄弟姉妹の母校が違うなど様々な問題がございます。また、校区を自由に選択できる校区選択制についても選択先が偏ることによる弊害があることなどから、校区割変更については、地域社会形成と密接につくられてきた経緯などを踏まえて、慎重に検討していく必要があると考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今し方のご回答ではこれまでの経緯などがありまして、慎重にすべきだという旨、お答えいただきましたけれども、反対に、教育委員会に届いている校区変更を望む声の理由についてお答えを願いたいと思います。

川村議長 西川教育委員会理事。

西川教育委員会理事 直接、校区変更の要望としては聞いておりませんが、例えば、校区の境界付近に居住されているご家庭から、就学校を変更できないかなどの問合せについてはいただいております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 この保護者の問合せこそ、まさに私は通学の負担等の課題と言えるというふうに考えるんです。具体的な場所については、この場での明言は控えますけれども、例えば同時期に造成された新興住宅で、たまたま敷地内を校区の境界が走っていて、真向いの家なのに別の小学校校区になっている例を私知っております。一戸建ての家が10件ほど並んでいますけれども、そのうちの二、三件だけが別の校区となっています。また、こちらの住宅とは別の保護者でありますけれども、校区の境界近くに住んでいらっしゃる方から、今はまだ子どもが学齢期に達していないけれども、できれば隣の校区の小学校に通わせたいと思っているのだがという趣旨の声も複数聞いております。

さて、昨今の幼保の議論の中で、幼稚園と保育所につきましては校区についての考え方が違うというふうなことを聞いております。葛城市におきましても、現在、認定こども園の整備を順次行っておられます。公立では1か所、磐城認定こども園がこの春から開園予定であります。また当麻校区内でも1か所、こちらは私立の認定こども園を計画しておられますけれども、それぞれ校区はどのようになっているのでしょうか。また、受け入れる児童に条件はあるのでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

公立の認定こども園につきましては、磐城小学校区内の磐城小学校附属幼稚園を今年の4月から幼保連携型認定こども園にし、まずは3歳から5歳の保育を必要としない1号認定及び保育を必要とする2号認定の児童を受け入れます。新たに受入れが可能となる2号認定に

つきましては、市内全地域からの受入れが可能です。ただし、1号認定の受入れにつきましては、今までどおり磐城小学校区にお住まいの児童が対象になります。

次に、もう1か所、新たに私立による幼保連携型認定こども園の誘致を計画しております。こちらにつきましては、當麻小学校区内での施設整備を条件としています。受入れの対象は、1号認定及び2号認定と保育を必要とする0歳から2歳の3号認定まで、葛城市内全地域からの受入れが可能な施設となる予定です。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 磐城認定こども園では、まず3歳から5歳の保育を必要としない1号認定と保育を必要とする2号認定の幼児と一緒に学ばれるわけでありますけれども、2号認定につきましては、葛城市内全域が校区になるということであります。また、現在誘致を検討されている私立の幼保連携型認定こども園では、全ての園児において葛城市内全地域からの受入れが可能とのことであります。このことによって、校区に対する保護者の意識に影響することが考えられるのではないかなというふうに思います。

さて、うちの子どもがちっちゃいときなんですが、健康福祉センターで出会った赤ちゃん友達、いわゆるそういった友達の保護者には忍海小学校区の方もいらっしゃって交流ができたということを、昔のことですが喜んでおります。このように違う校区の方と保護者同士でも交流できることはよいことと考えます。幼保連携型認定こども園などの校区によって、どのようなよい影響が出るとお考えでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 核家族が進んでいる中、子育てを支える環境の1つとして保護者同士のつながりや交流は、とても大切なものとなっています。ただいま、幼稚園や保育所に通われる前の、就園前のお子様を対象に子育て支援センターが実施している私どもの事業を通じて、広く交流するきっかけとなっていることをお聞きし、とてもうれしく思っております。認定こども園になりますと、葛城市内全域から通ってくるお子様もいて、幼稚園部分の保護者の方も他の校区の保護者とも出会い、交流できるというコミュニティが広がるメリットが考えられます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 幼保の問題につきましては、もう非常に関心の高い問題で、午前中も谷原議員が質問をされましたけれども、こういった校区が広がるというふうなことによって影響があるということも考えられると思います。

さて、いよいよと話をまとめて、私の最初に言いました要望に入っていきたいと思っておりますけれども、最後に、3年前から一貫して訴えてきました。名称はもう校区に関する協議会でも何でもいいわけなんです、校区について市民の声を聞く場、あるいは市民同士で話し合う場の設置をぜひとも教育委員会にはご検討をお願いしたいと思います。このような場を設ける3つの効果、あるいは意義について私の意見を申し上げます。

この3つの効果、意義につきましては、これは私1人で考えたものではありません。摂南大学法学部講師の増田知也さんのゼミと、実は校区につきまして去年から勉強会を行ってお

ります。増田さんのご専門は地方自治論で、この3つの意義につきましても専門家である増田さんのアドバイスをいただいているものであります。

1点目は、この問題点の可視化であります。いろいろな意見を出すAさん、Bさん、Cさん、いろいろな意見が出てくることで、Aさんが今まで思いも寄らなかった意見をBさんが出してくるといふうなことで、いろいろな意見が出る中で問題の可視化という効果が得られるんじゃないかというのが1つ目です。

2点目が、論点や意見を出し尽くすということであります。論点といいますのは、例えば校区の選択制についてどうするのかとか、あるいは校区を変えるか変えないかというのが論点であります。意見というのは選択制にすべきだとか、やっぱり選択制にすべきでないというのが意見であります。こういうものを出し尽くすということによりまして、これは、例えばこの協議の場に参加している市民も、参加していない市民も意見が出尽くすので納得感を得られるということです。昨日の一般質問で柴田議員が、市民との協働、そして市民によるまちづくりというふうなことを言われましたけれども、まさに市民が意見を出すということは、そういった効果が得られる。その後の施策についても納得をしてもらえというのが、この論点、意見を出すというふうなことであります。

そして、3つ目なんですけど制度設計、これが方針が決められるということなんです。結局、例えば行政が机上でと言うと、これはちょっと語弊がありますがけれども、担当者のみで行うのではなく、いろいろな知見、知恵を集めることによって、こういった制度設計の方針を定められるので、実際に制度が動き始めてからでもスムーズにいくというふうな、これが私が市民の声を聞く場をなぜこっだけ言うのかという、この3つの意義について申しました。このことが、いわゆる市民が参加をするということで民主主義の場の熟成といいますか、そういうふうにもなると考えるものであります。

ということで、教育長にお伺いをしたいと思います。今、私が申し上げました校区について話し合う場について、私の意見というものは、今、述べましたけれども、樺本教育長はこれについてはどのようなお考えを持っていられるのでしょうか。また、ぜひともこういった効果が見込めるので、設置の要望を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

川村議長 樺本教育長。

樺本教育長 いろいろな提案、ありがとうございます。校区についての話し合う場の設置についてのご質問であろうと思います。お答えさせていただきます。

現在、本市のほうでは、全ての小・中学校におきまして地域とともにある学校づくりを推進し、コミュニティスクールとして、保護者や地域住民との協働を進めながら、学校運営協議会での熟議を通して、学校運営教育、学校教育目標の実現に取り組んでいるところでございます。つまり、地域とともにある学校づくりを進めるに当たっては、学校を取り巻く様々な問題について議論することは非常に大切であり、その中で、校区を取り上げて話し合いを持つことは自然なことであると考えております。

まずは、こうした流れの中で地域住民の方々が校区について、どのように考えておられるのか。学校としてそれらの意見を把握した上で、各校からその意見を集約し、教育委員会と

して、今後の方向性を考えていくことは意味のあることだと考えております。

以上を踏まえまして校区を変更するか否か、あるいは校区をどのように変更するかといった結論を急ぐのではなく、まずは学校、保護者、そして地域住民が一緒になって、校区について話し合う場を設けることは大切であるというふうと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。大変前向きなご意見をいただきました。今もおっしゃったように学校、保護者、そして地域住民が一緒になって、この校区について話し合う場を設けることはとても大切だとおっしゃいましたので、ぜひとも設けていただきたいと思います。先ほど、こちらの3つの意義で市民の声を聞く場について申し上げましたけれども、これにつきましては、どういった人が参加をするのがいいのかというふうなことについて、私の意見というか、こういう声があるということだけお伝えをしておきたいと思っております。

まずは、やはり地域の代表として、例えば大字の区長とかそういった方も入っておられたほうがいいのかなどということもあるんですが、一般的に、無作為抽出という方法があるらしいです。つまり、いろんな人、手を挙げた人だけが参加するんじゃなくて、行政のほうで無作為抽出して、そして、そこから、たまたま当たった市民の方に参加をしてもらうというのが、幅広い意見を集めるという意味では効果があるというふうなことらしいです。前の市長の山下市長のときに、市の行事について仕分けというのをされたというふうに聞いていますけれども、そのときも、市民は無作為抽出で集められたというふうに聞いております。ただ、やっぱりこのやり方というのが、この行政としてのスムーズなやり方というのはあろうかと思っておりますので、これはあくまでも参考というふうなことで述べさせていただきたいと思っております。

さて、今、いろいろと意見を申し上げまして、ぜひとも校区について話し合う場についてやっていただきたいということで、教育長から前向きなご答弁をいただいたわけなんですけど、これまで、特に校区についてはされておられませんでしたが、これまで児童の増減に対して、教育委員会の対応につきましては適切かつ柔軟に行われてきたというふうなことについて、私は評価をしております。また、少人数加配配置制度などを利用するなどして、児童にとっても恵まれた学習環境を提供されてきている、これ事実でありますので、これについてはありがたいなというふうに思っております。

先ほどおっしゃったように、やはり今後、検討委員会を設置するというふうなことでありますけれども、校区割はつつい、やっぱり保護者とか当事者の要望にばかり目が向きがちになってしまいますけれども、先ほどおっしゃって、私も同感なんですけれども全体の問題であるということについて認識しておりますので、こちらのほうもよろしく願いをいたします。今回は最後、教育長から本当に前向きなご答弁をいただきまして、もう質問したかいたったなというふうに思っております。本当に今回も丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

以上で私の質問を終了いたします。

川村議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、5番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 皆さん、改めましてこんにちは。5番、日本維新の会、杉本訓規でございます。私からは今回1点、議長のお許しを得ましたので、一般質問、下請等に市内業者への優先発注について質問させていただきます。

これより先は質問席で行わさせていただきます。よろしくお願いいたします。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それではよろしくお願いいたします。いつも私、一般質問は子どもたちのことや、子育て世代のことばかりで、ちょっと急に何の話やって、皆さんなって心配の電話もかかってきたぐらいなので、ちょっと緊張しているんですけども、そこまで複雑なものではなくて、最初に何が言いたいかといいますと、僕、この話が一番最初思ったのは、今の新庄小学校の学童の建設でやっていただいていると思います。あれを見に行っただけですかというか、子どもを送った帰り、よく通るんですけども。あの大きい工事、市内業者の方ではできない工事とか多々あると思うんですけども、下請とかいっぱいいると思うんですけど、それ市内業者の方々、ちゃんとできているのかな、仕事回ってきてるのかな、市内の業者の育成や、市内の経済回す、そういう意味でどうなってんねやって調べて、こういう方法でこれからやっていただきたいというのを提案させていただきたく質問させていただきます。

まずは、基本的なところからちょっと聞きたいんですけども、工事の入札ですよ。どのような種類があって、どのような条件なのか、調べていただいていると思いますのでお聞かせ願います。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

工事の入札の種類、条件というところでの基本的な部分でございます。葛城市建設工事指名競争入札参加者指名基準というものがございまして、その中で、発注工事別の予定価格に対応する業者の等級ですとか、指名業者数を定めておりまして、その中で、予定価格が1億円以上の土木工事、建築工事等につきましては一般競争入札というふうに規定をしておるところでございます。

予定価格が1億円未満の建設工事につきましては、市内業者の育成を推進する観点から、基本的に市内業者を指名するという指名競争入札を取っておるところでございます。一方、1億円以上の建設工事につきましては規模も大きく、請け負える業者も、市内業者では限定的となるということから、広く県内ですとか、近畿2府4県に本店、支店、営業所のある業者を対象に一般競争入札を行っているのが現状となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。葛城市の市内では大きい工事、できるところが限られてしまうから、広く入札の条件を出していると。ただ、指名競争入札にすると市内業者というくくりがつかれるから、市内業者育成のために仕事を振れると、市内業者に振れるという話なんですけども、ほんなら、その指名競争入札、葛城市内、建設工事とかはあると思うんですけども、

どれぐらい葛城市内の業者に仕事が回っていていると言ったら、言い方、これ正しいかどうか分からないですけども、調べてもらっていると思うんですけどもよろしくお願いします。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 管財課が入札を執行しておるわけですが、管財課が執行しております建設工事、こちらは土木、建築、舗装に限った数字でございますが、指名競争入札の状況といたしましては、令和3年度中に契約に至ったものの件数が69件ございます。そのうち、市内業者と契約をした件数については56件ございます。市内業者が落札された割合は約8割となっているところでございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。指名競争入札の場合は市内業者約8割、仕事が市内で回っているというお話なんですけども、翻って逆に、1億円以上の工事、大きい工事ですよ。一般競争入札にされていると。市内業者に限定してしまうと限られた業者しかいないということなんですけども、どれぐらいその一般競争入札で、大きい仕事、言ったら大きい仕事じゃないですか、葛城市内の。それがどのような市内業者、市外業者に入札されているのか、調べてもらっていると思うんですけどもお聞かせ願います。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 一般競争入札の件でございます。葛城市の建設工事における一般競争入札の状況でございますが、直近3年間では、令和元年度で1件、令和2年度が4件、令和3年度1件という状況でございます。そのうち、市内業者が落札した件数は令和2年度の1件のみでございます。その市内業者が落札された割合は直近3年間で12.5%となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 最初に部長、おっしゃったみたいに市内業者では限られているから、この数字はある程度致し方ないところあると思います。ただ皆さん、分かってほしいのは、この大きい工事にも下請等がおられるということなんですよね、僕が言いたいのは。その大きい大元は大きい会社しか取られへんの、理論上そうじゃないですか。でも、下請等に、例えば先ほど指名競争入札やったら、もうほとんど葛城市内の業者に回っているんでしょう。ということは、業者はいっぱいいてるわけじゃないですか、基本的には。細かいこと言って、どの業が何人おるかとか、そんな聞かないですけども、葛城市内にも業者がちゃんとおられると。

市長、いつも言う市民第一、葛城市内の業者というのは葛城市民の確率、完全に高いでしょうと、ご家族もおるし、子どももおるし。そういう方々に仕事を回すわけじゃなくても、もう今の状態やったら、テーブルにも乗ってないと思うから、この質問をさせてもらっています。だから、極論、テーブルに市内業者が乗るようにしたいんです。

次、行きますね。それでは、最近ちょっとやられた工事で、磐城小学校附属幼稚園の改修工事や葛城市立新庄小学校区学童保育所の整備工事、これが多分、一般競争入札に当たると思うんですけども、これはどこの業者が入札されたんですか。落札ですか。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 まず、葛城市立磐城小学校附属幼稚園改修工事につきましては、県内市外業者が4者

参加されまして、株式会社森本組奈良営業所が落札率90%で落札、7億162万2,900円で契約締結に至っております。

次に、葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事でございますが、県内市外業者6名が参加されまして、株式会社ピーエス三菱奈良営業所が落札率90%で落札、2億1,190万9,500円で当初契約を締結しております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それぞれの工事に下請がおられると思うんですね。僕は聞きたいのはそこなんですけども、この2つの工事の下請、葛城市内の業者は何社入られているんですか、教えてください。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 この工事について、市内業者がどれくらい入っているのかというところでございます。それぞれの発注担当課のほうで施工体制台帳というものがございまして。この施工体制台帳といいますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、工事の受注建設業者が下請契約をするときには、その金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならないというふうにされているものでございまして。この施工体制台帳を作成する目的でございますが、台帳作成を通じまして受注者、これは元請業者に現場の施工体制を把握させるということ、それから品質、工程、安全など、施工上のトラブルの発生ですとか、不良不適格業者の参入防止、それから、一括下請等の建設業法違反を防止するためのものでございまして。その施工体制台帳で確認をしておりますが、まず、葛城市立磐城小学校附属幼稚園改修工事における下請業者数は、総数で91者でございます。そのうち、葛城市内に本店、営業所がある業者は1者ございました。

次に、葛城市立新庄小学校区学童保育所施設整備工事の下請業者数は総数で76者でございます。そのうち葛城市内に本店、営業所がある業者は2者という状況でございました。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。今の数字を聞いて、皆さんどう思ったか分からないですけども、僕は、いやいやいやと思うんです。91者のうち1者というのは、これもうほんま1%とかでしよう。これでええのかという話なんです。今の状況やったら、それは致し方ないんですけども、奈良市とか、いろんなところ調べたら、工事請負契約とか請書に、市内に本店を置く業者や部材発注は市内業者を優先するよという明記があるんです。現在、葛城市の工事請負契約か何か分からないですけども、契約するときに、できるだけ市内業者使いなさいよ、市内の経済回してくださいよ、みたいな明記はあるんですかね。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 葛城市が使用しております契約書の標準約款では、下請に関する事項について、市内業者を優先的に選定するといったような記載は今のところございません。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 だから、それをまずは入れないと、この台帳には業者がいっぱい載っていると、大きい工事、決まりましたと。ほんで、僕、経験あるんですけども、これ大きい会社に仕事が行ってしまったら、その後の下請なんか、今もうしない、僕らというか、理事者側も言えないでし

よ、多分。そんなん、あっせんになるし、僕らも言えへんわけじゃないですか。じゃなくて、市内業者を優先すること、これ他市のことなんですけど、もう他市は、大津市とかはもうホームページ等で公告されています、もう。地元下請業者・材料調達の利用促進について、公共工事等を取り巻く環境が厳しい中、本市では、市内下請・市内材料調達の利用を促進しているところです。つきましては、地域産業の振興と地域経済の活性化にご理解いただき、下請施工を必要とするものについては、できる限り大津市内に本店を有する業者へ発注されるとともに、建設用資材や機械等の購入またはリースについても、極力地場業者を調達されることをお願いいたしますと、これもうホームページにも書いてあるんです。

これ地元業者が少ないから、こういうことを書けへんのかなとちょっと思ったんですけども、でも、指名競争入札というか、工事については大体いけているわけじゃないですか。地元業者を絶対に使わなければならないと書いたら駄目やと思いますよ。優先して使うことと書いて、その後に、テーブルに乗せるようにしやなあかんと思うんです。今やったら、もうはじかれていますよ。僕、経験ありますもん。ここ営業行ったほうがいいんちゃいますかと言って、行ったらもうはじかれていますよ。

でも、ある市では、もうこの台帳に載っている地元業者をなぜ使わないんですかという理由書を出さなあかんところもあるぐらいなんです。意味分かりますか。例えば、これってね、地元の業者の育成にもつながると思うんですよ。このサービスができひんから駄目ですという理由つけられたら、そのサービスを次からその業者はやるわけじゃないですか。金額が高かったからはじかれた。ほんならこの金額でいかなあかんなど工夫するわけじゃないですか。それこそ地元業者の育成じゃないですか。

ほんで、もう1個言うと、大きい会社にそうやって営業に行って、駄目でも次から付き合いができたら、この業者とまたあそこ1回声かけてみようかというつながりができるんですよ。こういうつながりを葛城市側から地元業者に提供したらいいんじゃないのと僕は思うんですよ。ただ一文入れるだけじゃないですか、ここに。地元工事契約に地元使いましょうねと書いただけじゃないですか。奈良市なんか、もうばんばんやっていますよ。

じゃあ最後というか、今、だいぶ説明したんですけども、他市の状況というのいろいろ調べてもらっていると思うんですけども、他市は地元業者優先にする動きというのはどんなんされているか、調べてもらっていると思うんですけどお願いします。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員お述べの受注建設業者に対しまして、下請業者に市内業者を優先的に選定するよう努めてくださいというようなお願いをされている団体がございます。入札公告時の入札説明書等におきまして、主たる事業所が市内である業者に下請発注することや、建設資材や機械の購入または借入れを市内の事業者から優先的に調達するよう努めることを記載されているのでございます。議員からご紹介ございましたけども、葛城市を除く県内11市の状況でございますが、奈良市のみが市内業者を優先的に選定するようお願いをされている状況と伺っております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。先ほど紹介してもらった大津市もそうですし、和歌山市、横須賀市、金沢市、明石市と、この辺も地元業者を優先して使うこととなってる動きあります。これ調べてください、また後で。僕、何回も言っているんですけども、市内業者を必ず使えと言っているわけじゃないんです。まず、テーブルに上げる工夫をしましょうと言っているだけなんですよね。市内業者を優先して利用する、できるだけ優先して使ってくださいねと書くだけで、次から管理できるでしょう、行政のほうも。違いますか。今やったら、これどこの業者使っててという一覧が来ているだけで、例えば大手業者もそうですよね。だって、もう付き合いあるところ使っているからもういいじゃないのと、もう軽く見られているわけじゃないですか、今。でも、地元業者も別に行きたくなかったら行かんでええで、仕事欲しかったら営業に行つてええんですよ。そこで駄目です、サービスが悪いです、技術がないですと言われたら、次また向上していくでしょうという道筋をつけてほしいというだけです。使えとは言っていないので。今の話を聞いて、今後の一般競争入札の下請業者等選定するような考え方は、どのような考え方があるでしょうか、お願いします。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

もともと私ども考えておりましたのが、受注建設業者が下請発注される際には取引実績ですとか、信頼関係、技術力というものを求められるのが一般的ではないかというふうに考えております。今まで市内業者優先ということで、1億円以下の工事については優先発注をしておったところで、それなりの技術力がついてきているというか、地元優先の発注ができていたのかなというところで止まっておった状況でございます。今回、そういったご案内をいただいたことから、前向きに検討していきたいなというふうには考えております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そしたら最後に、市長にお聞きします。市長、朝、エレベーターでよろしくお願ひしますと言ったから考えてくれているもんや思ってたんですけど、僕はもう先ほども言いましたけども、学童とかの工事見たときに、他県ナンバーの車、止まったりしてどうなんやろうというところから来てて地元業者もいっぱいいるわけじゃないですか。業者いっぱい何か分からないですけども、それで地元の施設を造っていて、同じ業の人が、他県の車ナンバーでやったら、まず、そもそもええ気しないと思うんですよ、基本的には。僕は、そういう気持ちでこれ調べたら、やっぱり大きい工事でも、90者あるうちの1者とか、意味分からんことになっているわけじゃないですか。致し方なかったらしょうがないんですけど、まずはそのテーブルに上げていただきたいという思いで言っているわけですよ、ほんまに。

市長、いつも言うじゃないですか、市民第一とおっしゃっているじゃないですか。市内業者も、それこそ市民の1人の可能性のほうが高いでしょう、どう見ても。という意味でも、市内業者育成の意味でも、さっきも言いましたけども、大きいところでもまれていったらサービスも上がるし、価格も勉強するし、技術も上がっていくしと、いいことばかりじゃないですか。それをもう門前払いで、いや、うちはこの体制でやっていますからというのを、

まずは1個ずつ崩していかないと、これ大きい工事決まるたびに、こんな言い方したら悪いですけども、他市にお金流れていってるのと一緒と違うんですか。

経済を回すという意味でも、市内業者育成の意味でも、こういう動き、もう言うてるみたいに、強制的に市内業者を使えと言ってるわけじゃなくてテーブルに乗せてほしいというだけなので、その工夫、今、言った中でもあると思うんですけども、市長、どうお考えですか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 ご指名いただきまして、ありがとうございます。議員のお話、非常に分かりやすいです。これは強制はできませんので、ただ市内の業者の育成ということは非常に大切ですので、その記載については、もう考えていきたいと考えております。

以上です。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 悪いこと言ってないと思うので、ありがとうございます。よろしく願いしておきます。これ僕、誰にやれとか言われたわけじゃなくて、市内業者、これ見られている方、喜んでくれると思うんです。それがほんまに市民第一だと思います。今日はちょっと時間早いですが、最後に、部長はじめ葛城市のために尽力された方々、ありがとうございます。心から御礼申し上げます。そして、私はもう戦争反対、平和主義者なので、皆さんよろしく願いします。

今回は一般質問、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

川村議長 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時35分からです。あとお一人ですので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後2時19分

再 開 午後2時35分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 これより私の一般質問をさせていただきます。過去を振り返ってみますと、もう議長等もさせていただいたときも含めて2年余り前が最後かなと、それ以来になりますので若干緊張みでございます。11人の方が一般質問をされるわけで、今回私が最後となりますけども、最後までお付き合いいただきますことをお願いいたします。

まず1問目は、全国的に増加して、国民的な課題と言われております小・中学校の不登校について、全国で増えているけども葛城市は一体どういう状況にあるのだろうか、全国と同じように増えているのだろうか、いやいや実績を出しているのかというような不登校の問題、現状、対策等についてお尋ねをしてみたいです。

2件目は、以前にも一度させていただいております。もう6年半前になるわけですが、防犯カメラについて。テレビを見ておりますといろんな事件、身近なところでも全国でも様々なことが起こっております。その解決の糸口となっているのは、やはり防犯カ

メラであろうかと。この防犯カメラの今、葛城市の現状などについてお尋ねをさせていただきます。

以下につきましては質問席で行います。よろしくお願いいたします。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 それでは、今もこうして3月議会やっているわけでございますけども今月25日まで、この間に小・中学校、幼稚園もですけども、卒業式が行われる、小・中学校で卒業式が行われると、こういう時期であろうかと思えます。その中で、全国的に、先ほども申しましたけども不登校の問題というのがテレビ、いろんなところでクローズアップされてきた。葛城市の現状について、まず、お尋ねをしてみたいです。私に与えられている時間は1時間でありまして、多分いっぱいいっぱいまで行かろうと思えますので、答弁のほうも簡潔にお願いしたいというふうに思えます。

まず、不登校という中で、その定義について、改めてきちっとお尋ねをしておきたいと思えます。約1か月近く休んだら不登校と言われんねんというぐらひは、私も、また皆さん方もご存じだと思いますけども、不登校であるという、何人と出すときの定義、まず、このことについて伺います。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初のご質問にお答えさせていただきます。不登校の定義でございますが、不登校等の状態につきまして、文部科学省では年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるものと定義しています。これらには、病気や経済的理由による者は除くとされております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、教育部長のほうからご答弁をいただきました。1年間で30日以上欠席した児童、まず、それが第1条件になりますけど、その中でも、病気とか経済的な事由によるものは除くということで情緒的、身体的、そういったことでの休みをされている方が、いわゆる30日、ここをまず確認をしておきたいと思えます。

それでは、教育のまち葛城市と言われて、教育に関しては葛城市もかなり力を入れてきたというふうに、我々も自負をさせていただいております。葛城市の不登校という状況、これどういうものなのか、そして、いろんな比較の仕方であろうかと思えますけども、奈良県の中ではどうなのか、全国平均からいったらどんなものなのか、そういったところでお答えをいただきたい。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

令和2年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、令和2年度の不登校の児童・生徒数は小学校で26人、中学校では48人となっています。

この不登校数を千人当たりの児童・生徒数で県平均、全国平均と比較しますと、小学校では本市11.0人、県平均11.2人、全国平均10.0人、中学校では本市43.5人、県平均43.5人、全国平均40.9人となり、小・中学校とも全国平均よりも多い結果となっております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、葛城市の位置がどういう位置にあるのか、また全国と比べたらどうなのかということをご答弁いただきました。聞いている方、意外であったであろうかと思えます。全国平均よりも葛城市の不登校の数は多いという、今、教育部長からの答弁、奈良県の平均よりは少し下回る。中学校なんかで言うと、奈良県の平均が千人当たり43.5人、本市も43.5人でございます。ほぼ一緒なんですよね。奈良県ではほぼ一緒、全国平均よりは上回ると。これは今後、話を進めていく中で押さえておきたいというの、これが前提になりますので、多いという認識からお話を進めてまいります。

私も一般質問をさせていただくのに、こういう質問しますよと通告出しますから、全国平均、奈良県平均出ているところと対比されたと思うんです。今の数字は小学校26人、中学校48人で、令和2年度は74人でしたよということもご答弁をいただいている、令和2年度の話です。

次に、直近、もう出している、調べてくださいということを出させてもらっているわけでございますので、直近ということは本年の今3月ですから2月末現在、どのようになっているでしょうか。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 令和3年度の不登校数の状況ということにつきまして回答させていただきます。令和3年度の児童・生徒数の不登校の状況でございますが、令和4年2月末時点で、小学校で39人、中学校で63人となっております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 そうなんですよね。私はこの不登校については、ずっと注目していて、教育委員会にどれぐらいということをお絶えず聞くようにしておりました。もうこんな言ってる間に100人超えますよというふうな話もしていたと思います。それが、通告を出させてもらったのが先月末でございましたけども、その時点では分からなかったけども、多分この100人という大台に乗るやろうと。これはやっぱり大変なことだと思いますよ。葛城市の子どもたち、小学校、中学校の全部合わせてですけども、その中で100人を超える方が今、不登校生がいてる。不登校生の定義というのは何かというのを冒頭に尋ねましたけども、これが病気とか経済的な者を除いて30日以上休んでいる人、これが100人になりました。悪い意味で新しい数字、3桁乗ったわけですよ。こんな初めてのことだと思います。

これを置いたまま、次の質問に入らせていただきます。じゃあ、30日以上不登校、一くりにするわけですけども、35日休んだ人も不登校なら1年間全く来ないという不登校の方もおられる。これを一々、それぞれ聞いていくと、また時間かかっちゃいますので、これも調

べてくださいということで出させていただいております。50%、約半分以上来られていない、こういう小・中学生の方は何人おられるでしょうか、100人のうちです。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問に対して答えさせていただきます。

令和3年度につきましては、令和4年2月末の時点で、年間を通じて出席日数が半分を下回る小学生は12人、中学生は30人となっております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ということは、2月末現在100人を超えて、さっきのを計算しましたら102人になったと。102人のうち42人、約4割になるのかな、計算、きちっとは出していませんけども102人のうち42人、この方々がもう半分以上来てない、こういう状況なんですよ。

次に、お尋ねしたいと思います。さきの質問の中で、全国に比べて何人だという話をして、奈良県の平均とはほぼ一緒やと、全国平均よりも多いねんと。これちょっと私は声を上げて言いますけども、全国平均よりも多いねんから。そのとき、令和2年度しか出てないから令和2年度の数字をお答えいただいて、これが74人であったと。今、2月末現在102人になりました。約30人、この1年間で増えたわけです。

テレビ、メディア等、また特集番組等でやられていますけども、やはり全国の流れにおいてもコロナの問題、コロナによる影響、いわゆる休まなあかんというときも出てまいりました。コロナによる影響というものがどれぐらいあるのか、ここを確認しておきたいです。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

不登校になる原因は様々でございますが、主な原因には不安などの情緒的混乱、無気力、友達との関係などがありまして、不登校の解消には心の問題や人間関係づくりなどの対応策が必要となります。

令和2年度と令和3年度の不登校生の数を比較しますと、小・中学校ともに、例年以上に増えていることやコロナウイルスによる休業や家庭環境の変化等に関する不安などの影響で不登校に陥っているケースもあると考えています。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 確認をさせてもらっただけで、そのとおりですよ。大体、葛城市のここ数年の不登校生60人から70人というぐらいで推移していた、ちょっと増加傾向で推移してたと。ここへ来て、今、答弁にございましたように例年以上に増えている。これはコロナウイルスによる、やっぱり影響が多い。ここでコロナウイルスの影響が多いということやから、その原因だけは分かっているんじゃないかと、この対策というものを立てていかなあかん。そういう観点から、次の質問に進めてまいりたいというふうに思います。

何遍も言いますがこの多くなった不登校生、こうならないために、葛城市ではこども・若者サポートセンター、いわゆるこ若というところを奈良県でも先駆けて設置し、不登校生

のみならず、虐待とか、いろんな問題、子ども、もっと若者のニートという問題も含めてですけども、ここに力を入れていこうと、奈良県の中においては先駆けてこれ作っているわけじゃないですか。奈良県でも、今でもまだちょっと私の記憶ですけど4つか5つのはずでしょう。全ての市で、そういうのがあるわけじゃない。にもかかわらず、奈良県平均並みで、全国よりも高い。これ何とかせなあかん。そうしたときに、100人余りの方が今、30日を超える不登校という定義の方がおられる。もちろん、そこにはご家族、保護者の方もおられるわけです。それに対応するのが、こども・若者サポートセンターの相談というんですか、カウンセラーもおられる、相談を受けられているだろうと。今、どれぐらいの方がご相談受けられて、担当しているというか管理をするというんですか。どれぐらいなっているんでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

不登校関係で、こども・若者サポートセンターが何世帯の対応をしているかについてお答えさせていただきます。カウンセリングをしている世帯数でございます。不登校関係で、子ども・若者サポートセンターが令和3年度に相談を受けている世帯の数でございます。小学生の児童を持つ世帯が10世帯、中学生の生徒を持つ世帯が24世帯、小中合わせまして34世帯から、不登校関係の相談を受けておりまして、教育指導主事や臨床心理士などが連携をしてカウンセリングなどの対応を行っております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、子育て福祉の部長から答弁をいただきました。34人の方が、ここでカウンセリングを受けている。でも分母は何かというと、もう今100人を超えているわけです。そうでしょう、小・中学校合わせて、もう小学校、中学校分けないで、時間もないから。100人超えている102人のうちの34人の本人なのか、保護者なのか、そういった形で受けていると。逆に言うと、それ以外の方はどこで相談されてるのやろうと、私は疑問を持ちます。そういったことも押さえておいていただきながら、後のほうでまた質問をさせていただきたいと思いますので、百数人の、何遍も言うて申し訳ないけど、いてる中で、34人がこども・若者サポートセンターで相談をしていると、こういう状況であります。

次に、不登校の生徒に対する、今やられている現状の支援についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。分かりやすいところで、保健室登校というものがございます。ネットでも保健室登校というのを調べてみると、不登校の生徒がなかなか教室に入りにくい、そういった方々のために保健室へ登校してもらうんだと。葛城市もやられていると思いますけども、そういった状況をお示してください。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

不登校の児童・生徒に対して、学校ではそれぞれの児童・生徒に応じた対応を取っております。その中の一例としまして、例えば教室に入れない児童・生徒に対しましては、保健室登校などから、少しずつ学校生活に慣れさせ、教室に入れるようになったケースもござ

います。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 保健室登校というものもやられている。せやけども、私は疑問として、もう答弁結構ですけども、コロナのこの時期に本当に保健室登校というものが機能しているのかどうか。私は、これというのは疑問に思っておるところであります。そして、全く行かないという人が、何らかの形で学校へ遅くからでも行ったとか、ちょっとの間だけでも行った。この受入れ場所が保健室であるというところは、今後やっぱり考えていかなあかんことであろうというふうに思っております。

続いて、質問を続けてまいりたいと思います。保健室で対応しているというところ、それと、次に不登校生に対する、学校に来られないという方に対するオンラインの授業を配信する配信授業というものです。今、どのような形で取り組んでおられるでしょうか。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

オンラインに対することですけども、放課後に保護者と一緒に登校し、担任と学習したり遊んだりして、学校とのつながりを持ち続けている児童・生徒たちもおります。学校に来れない、また教室に入れないものの、タブレット端末を活用してオンラインで授業配信や学習支援を受けることができる児童・生徒もおります。このようないずれの場合におきましても、学校では本人や保護者と十分相談した上で、適切な対応を行っております。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 不登校生に対するオンライン授業の配信というのはやられているというふうにとりまいていんですね。もちろん、本人の状況、またご家族と相談されてやられていると、分かりました。

次に、こども・若者サポートセンターでは、ふたかみ教室を実施されています。このふたかみ教室の利用する条件とか、今、どれぐらいの方がここへ通所されているのか、こういった現状というものをお示してください。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのご質問でございます。

こども・若者サポートセンターでは不登校児童への対応としまして、中学生を対象とした適応指導教室、ふたかみ教室を運営し、対応をしているところでございます。適応指導教室では心理的、情緒的、その他の原因により登校することができない、または登校することが難しい市内在住の中学生に適切な指導、援助などを行い、学校生活あるいは社会への復帰を支援しています。

適応指導教室ではカウンセラーや、教員免許取得者2名が指導員として勤務しており、現在9名の生徒が在籍し、それぞれのペースで通っています。活動といたしましては、午前中は各自で持ち寄った学習に取り組み、午後は自分たちで考えた自主活動をしています。毎日

通うことができない生徒もいますので、定期的に電話連絡を取るなど、休んでも生徒が通いにくくならないよう、通いやすい空間づくりと、雰囲気づくりに取り組んでおります。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ふたかみ教室というのは今、説明あったように、中学生だけを対応としているんですね。まず、ここで1点、問題は私はあると思います。先ほどから、不登校生というのは中学生何人、小学生何人、さっきの100人超えましたという話でも、直近の話でいうと小学校が39人、中学生63人とおっしゃったわけです。でも、中学校にしかこの適応指導教室、いわゆる教育支援センターと言い換えるとそういうことになるわけですが、が対応している。中学校では63人の不登校生がいてる。その中で、こども・若者サポートセンターで24人の方がカウンセリングを受けている。そしてまた、9名の生徒がふたかみ教室に来られているということでございます。そういうことも押さえた上で、次に進んでまいりたいというふうに思います。

こども・若者サポートセンターですけども、ここをちょっとだけ押さえておきたい。これだけ不登校の子が増えてくると小学校から中学校、なかなか改善もしにくい人もおられるやろう。中学校卒業して高校生になられた、これ不登校の方とか聞いてはる方もおられると思います。中学校卒業された方、ご相談に、どうしたらいいのか、対応できるのかどうか、そのところ、お示してください。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども・若者サポートセンターでは、おおむね40歳までの相談や支援を行っておりますので、高校生の方もご相談いただけます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 本当にいろんな面で、この不登校、こういった子どもに対する、市としてできる支援と、みんな知っていただくというところから始まって、本当に本腰を入れないと大変なことになっちゃうと。今、そういう状況やということを、やっぱりここにいる方、共通認識として持っておきたいと思います。そして、私は今回、100人を超えるであろうと、こういったところで、この質問というものを下させていただきましたけども、この不登校に対する考え方というものが、法律をもって大きく、今現在変わってまいりました。そのことについてお話をさせていただきたいというふうに思います。

それは何かというと、平成29年にできました教育機会確保法、これは省略した名前になるので、もっと長い名前になりますけども調べてみますと、教育機会確保法というものがございます。これになって何が大きく変わったかということ、今まで不登校の方に対する考え方は、まずもって、やっぱり学校へ行かなあかん、学校へ行ってもらいましょうというのを目的に支援を続けてきた。これが今までのやり方であろうかと思います。それが、この法律ができてから少し変わったと。もちろん学校へ来てもらって勉強していただくのは第一ですけども、それ以外の選択肢も認めていきましょうというふうに変ったわけですよ、平成29年から。

そんな中で、学校における、いわゆる環境の改善とか、先ほどから出ている教育支援センター、いわゆる適応指導教室、またフリースクール、こういったものに対して注目をして、

こういうところに通われても要件さえ満たせば、学校に来なくても、学校という場所を変えてでも出席扱いにできますよと、こういう法律が今できて、全国でいろんなところが展開をしているところであります。

まず今、申し上げた教育機会確保法、このことだけでも詳しくやってしまうと1時間かかっちゃいますので、これで学校以外でも来なくても出席を認めるようになった、これは大きな変化だと思います。先ほどから何遍も言いますが、学校へ行くことだけを目的としない、こういうことですね。質問の仕方がちょっと難しいですけども、じゃあ、葛城市としてこの法律に沿って出席扱いにできる、これをどのようにされているのか、また今後、どのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ふたかみ教室を利用されている生徒につきましては、出席扱いとしております。不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとされています。不登校児童・生徒に対しては、個に応じたきめ細かな支援策を策定することとし、適応指導教室やICT等を活用した学習支援、フリースクールなどの活用も考えられます。

例えば、不登校児童・生徒がフリースクールなど、学校外の公的機関や民間施設において指導、助言を受ける場合、出席扱いとするには、次の要件が必要とされています。不登校児童・生徒の保護者と学校との間に十分な連携、協力関係が保たれていることに加え、不登校児童・生徒が当該施設に通所または入所して、相談、指導を受ける場合を前提とすることなどです。

また、不登校児童・生徒が自宅でICT等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いについては、次のような要件が必要です。先ほどと同じく、不登校児童・生徒の保護者との間に十分な連携、協力関係が保たれていることに加え、訪問等による対面指導が適切に行われていることを前提とすること。学習活動はその不登校児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであることなどです。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。

次に進めてまいりたいと思います。次は教育長にお答えいただきたいので、私の質問もよく聞いていただきたいというふうに思います。平成29年、この法律ができて、いわゆる不登校生に対する考え方を変えなければならない。何遍も言いますが、学校へ来ることだけを目的としないとする、このようになったわけですよね、大きな違いは。様々な法律ですからいろいろあるけども。この法律ができる国の議論の中でも、やっぱり不登校というものを助長しているんじゃないかとか、いろいろ議論がありました。しかし、法律としてできたわけですよね。子どもたちを見たときに、やっぱり学校には来ていただきたい、しかし、学校以外でも出席を認めますよと。この考え方、世界を見ても、また、全国的にもこのフリー

スクールはじめ、違った場で通所されて出席扱いにされるというのがだんだん増えてきているわけでございますけども、葛城市の教育として、また教育長としてこの教育機会確保法、これについての考え方、お示しをいただきたいというふうに思います。

川村議長 樫本教育長。

樫本教育長 ただいまの藤井本議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、教育機会確保法では、不登校児童・生徒に学校外での多様な学びを提供することを目的としているところがございます。ただし、一方、基本理念の1つには、不登校児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備に取り組むこととありますように、学校及び教育委員会が、不登校児童・生徒に対する方策を推進することは必要であると認識しているところでございます。

そこで、不登校児童・生徒の支援につきましては、児童・生徒が不登校になった要因、これを的確に把握いたしまして、学校関係者、また家庭、必要に応じまして関係機関等と情報を共有いたしまして組織的、計画的な個々の児童・生徒に応じたきめ細かな支援策を策定することが非常に重要であると考えているところでございます。

また、学校教育になじめない児童・生徒については学校として、どのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努めていく必要があると感じております。今後は今まで以上に不登校の予兆を含めた初期段階から支援を行うとともに、不登校の要因や背景を的確に把握するため、スクールカウンセラーによるアセスメント、これを行い、そのアセスメントから組織的、計画的な支援を進めていくことを考えています。また、家庭への支援の働きかけを継続的に行うことにより、不登校児童・生徒の支援につなげていけたらというふうに考えているところでございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 法ができてんから、この法にのって、いろんなことやっていかなあかん。元に戻りますけど教育長、今、全国でも葛城市、高いわけですよ、先ほどあったように。そこをやっぱり念頭に置いて、今までと同じようにやっていったら、このままいったらずっといってしまうと。ここは本腰入れやんなあかんというところへ、まず、持っていただきたい。学校も受入れ体制というのを持っていかなあかんと言っても、先ほど吉村始議員のほうにあったように、学校も、空いた教室あるところもあれば、ないところもあるやろうし、いろんな学校の環境というものもあろうかと思えます。

そこで、残りの時間も考えながら、私は2点というものを提案させていただきたい。今の葛城市の不登校生がこんだけも多くなったという現状と、そして、平成29年に出たこの法律に基づいて提案をさせていただきたい2点、まず1点目です。

この議会でも、新庄小学校区の学童保育所のこと、何点か出てまいりました。私は学童保育所というのは、まず基本的には学校終わってから使うということなので、学校の授業のある時間というのは、まず使っていない。ここで、この場所を使った、いわゆる適応指導教室、教育支援センターとかフリースクール、こういうものを、ぜひとも有効的に、空いてんねんから。お金を葛城市が出してやってんねんから。そして、先ほどの法律をずっと読んでいく

と、教育委員会のみならず、行政そのものが、自治体そのものが不登校生に対して、そういう場所を提供していく、場所をつくっていくとなっているわけですから、これをぜひご検討いただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 学童保育所につきましては、小学校が開いている月曜日から土曜日の下校時間から午後6時半までと、夏休みなどの長期休暇期間の朝8時から午後6時半までが学童保育の開所時間となっております。仮にフリースクールとして利用する場合は、使用可能な日時は学童保育所開所以外の日時となり、小学校の授業がある日の生徒が下校してくるまでの時間に限られます。また、学童保育所を建築した際の国、県からの補助金の関係もありますので、そちらも含め、施設的にそのような運営ができるのかどうか、考察する必要がございます。

以上でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 考えていくということですけど、私はええ案やと思いますよ、空いている時間。学校にはなかなか行きにくい、しかし、新しい、今、学童保育に力を入れられている。副市長、こういうなんは、ちょっと国の立場から、今、部長、答えられたんですけども、補助金の関係とかであかんねと。葛城市はこういう状況になっているのに、何とかしてもらいたいと思うんですけど、努力できるのかどうかだけでもええから、副市長、1回答えていただきたいんですけど。

川村議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 今、ぱっとすぐにできるかどうかというのはちょっと私も分かりませんので、まずは確認させていただきたいと思いますし、まず、そもそも不登校の方たちをどうすればいいのかという1つのご提案だと思いますので、この方法もあるかもしれませんし、ほかの方法もあるかもしれませんし、ご提案いただいたものについては、まずは制度的にできるのかできないのか、ほかの事例などもあれば、もうできるんでしょうしというのを確認させていただきたいと思います。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ぜひともお願いしますよ、これは。国の力をやっぱり副市長、出していただいて、どこもやってないというんじゃないくて。

2番目に、私、提案したい。葛城市にないのは何かというと、不登校の、いわゆる保護者の会のネットワークというんですか。私も最近、不登校の親御さん、保護者の方、Zoomとかで会議される、私もちょっと呼ばれたりして、最近入らせてもらって、いろんな話を聞かせていただく。もうほんまにパニックとおっしゃっているんですよね。パニックったときに、それを共通する方々とお話をさせてもらって、それはええなとか、いろいろ意見交換できる。こういうのが非常にうれしいと、このようにおっしゃっています。

また、先ほど申し上げたこの法律においても、そういう方に対する市、また学校から情報を提供していくという場合においても、そういうネットワークをつくるべきだというふうに

明記をされている。これについての今後、私は必要やと思います。何遍も言いますが3桁乗りましてんからね。この保護者の会というんですか、親の会というんですか、これはもう先ほど言っているような学童を使えと言っているような新しいのと違って、よくやっているところですから、葛城市はない。これのご見解いただきたいと思います。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのお問いにお答えさせていただきます。

地域との連携、保護者の会などのネットワークの整備についてのお問いでございました。こども・若者サポートセンターでは、令和元年度に障がいを持つ小学生の保護者会を設置し、情報提供や情報共有、ピアサポートに取り組んでまいりました。また、令和3年度からは、対象を小学生の保護者から小・中学校の保護者に広げまして、支援活動をしているところでございます。ふたかみ教室に通う生徒の保護者との関わりにつきましては、学期ごとに指導員と保護者との懇談会を実施し、生徒、学校、家庭が連携して必要な支援に当たることができるよう努めているところでございます。

ご提案いただいております保護者の会などのネットワークの整備につきましては、保護者のニーズ、要望もお聞きしながら、今後の支援などを検討してまいりたいと思います。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 何遍も何遍も言いますが、今、かなりこндаけ増えているという状況を念頭に置けば、必要やというのが分かってくると思います。それで、検討していくということやけども、ほんまに真剣になって本腰入れて、そういうことに取り組んでいただく。教育長もおっしゃった学校も受入れ態勢、保健室だけと違って、私は図書館とか、空いた教室あるんだったら、行き渋りというんですか、何かそういう前兆が出てきたといったときに、教室は入りにくいねと。そういうところを確保してあげる、そういうところから始めて、今、申し上げている副市長に、また調べておいてもらいますけども、学童保育所、空いた時間使ったらよろしいやんか。こういうことも含めて葛城市は、今、新しくいったんだというふうなことをほんまにお願いします。

昨日のたまたま読売新聞朝刊ですけども、生駒市のことが載っておりました。これは見られた方、あるのかないのか分からないですけど、生駒市は、市全域の児童を対象とした適応指導教室を市立生駒南第二小学校へ設置するというふうに発表したと。児童の居場所や生き方を見つける取組を進めるということで載っている。もちろん、コロナの影響で葛城市だけではないと思う。そやけども、私らのまちもこうやって増えているということです。何かあったら、今までと同じことやったら増えるばかりやから、何か新しいことをやっていただくことをお願いして、残り15分、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問は、防犯カメラの設置についてということでございます。防犯カメラの設置、もっと防犯カメラというものが必要やということをお願いわけですけども、まず、葛城市内での事件、犯罪、これの発生というのは、どれぐらいあるのかということを知っておく必要があるかと思いますが、そのことについてご説明ください。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。葛城市内での犯罪発生件数ということでございます。警察が把握されている葛城市内における刑法犯の認知件数でございますが、令和3年中の認知件数は104件でございます。種類別で申し上げますと、自転車、オートバイなどを盗むというのが11件、それから車上狙い7件、住宅・事務所への侵入窃盗が11件、振り込め詐欺1件、強制わいせつ等が1件、その他器物損壊等で73件ございました。

ちなみに、令和2年中の刑法犯の認知件数でございますが136件でございます。先ほどと同じように種類別で申し上げますと、自転車・オートバイ盗が20件、車上狙い13件、住宅・事務所侵入窃盗が20件、振り込め詐欺が4件、強制わいせつ等が2件、ひったくり1件、その他器物損壊等で76件という状況でございました。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今のような犯罪、事件というものが、やっぱりあるわけですね。いろいろありましたが、車上狙いも今年7件、昨年が13件ですか。住居侵入、今年は11件、昨年在20件とおっしゃったの。やっぱこれだけのもんが発生している。テレビなんかニュースを見ているといつも思うんです。事件が起こったときに、よくインタビュー受けてはる方、こんなまちでこんなことが起こるとは夢にも思いませんでした。合い言葉のようにそないおっしゃる。あって当然なんです。そのための防犯カメラ、こういう時代になってきているわけですけども、時間ももうこうなっているんで。

次に、事件の発生と不審者情報というのがございます。警察が発表している不審者情報と、それと、教育委員会かな把握しているのは。登下校の間にこんな不審者が出たよという不審者情報を発信していると。続けてお答えください。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 私のほうからは全般的な数字ということで、奈良県警察本部が運営しておりますナポくんメールというものがございまして、そのメールの令和3年中の高田署管内における発信状況でございますけども、特殊詐欺ですとか住宅対象窃盗案件が約190件、付きまといや年少者への声かけ事案は約10件、交通事故関係約100件の合計約300件ということでございます。そのうち、葛城市に関する事案は49件ございました。その内訳といたしましては、不審者情報が19件、交通事故で3件、特殊詐欺で8件、空き巣、忍び込みで18件、ひったくり1件という報告をいただいております。

川村議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいま総務部長が答弁された中で、登下校時の児童・生徒が関係するような不審者情報につきましては、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間で、声かけ等の事案につきましては14件あったということでございます。

以上です。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、議事録にも、この議会のことも残りますから、もうあんまり言いませんけども、こういう犯罪がまず先ほどの説明にあったようにあったと、また不審者情報というのもこれだけあるわけですね。そういうまちで、やはり防犯カメラというものは多いに越したことな

いというふうに考えておるわけでございますけども、既に葛城市に防犯カメラというものがございまして、この防犯カメラ、現在の設置台数と、そして、その防犯カメラによって事件が解決してん、こういった事例等お示してください。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

本市が設置しております防犯カメラの台数でございますが、総数62台でございます。防犯カメラの映像は、10日間周期で上書きされる仕様というふうになってございまして、その映像について、警察から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づきまして、捜査関係事項照会書というものが出来、提供依頼がございまして、該当日時の映像データを警察に提供しているのが現状でございます。その年間提供件数でございますけども、令和2年中は25件、令和3年中35件ございました。

提供した防犯カメラの映像が問題解決に至ったかどうかについて、高田署に確認をいたしましたところ、令和3年中の数値でございますが、事件解決に直接の端緒になり、解決したケースが2件、事件解決の端緒になった件数が26件、それから事件解決の端緒につながらなかった件数が8件という報告を受けております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 ありがとうございます。やっぱり事件の内容までは、もう示してはお聞きしなかったんですけども、やはりこれが葛城市で起こっている事件の解決につながっているというのは事実であります。そして、さきに述べてもらったように62台がついていると。

私は、振り返ってみると平成27年9月議会でも、このことを同じように質問をさせていただいております。前市長でございましたけども、このときには県の補助金があったので、それまで年間に2台とか3台とかつけている、6台、7台が今、ついてんねんと、こういうことでした。そして、質問して必要やないかということは、その当時の市長が、やっぱりこれはつけやなあかんということで50台つけますと、こういう答弁をいただいたと。一遍にお金のことですから、要りますから3年がかりでつける。そのときに50台をつけられたと。だから、もともととついているのと合わせて五十六、七台というところまで確認をさせてもらっていたんですけども、今、ご説明を聞いておりますと62台、それ以外にも5台がついたということでございます。

時間の関係があるので、ちょっと早めにお答えをいただきたいですけども、そのときも話もした、今回も話をせなあかんのは、この防犯カメラという個人情報とかプライバシーの問題点はどうしても市民から出てくるんです。この辺の考え方、お示してください。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをいたします。

確かに、防犯カメラの映像が手がかりとなって犯人逮捕につながるケースも報道されておりますし、先ほど報告させていただいたとおりでございます。人の目が行き届かないところ、また、人の目が行き届かない時間帯に対しての犯罪抑止といった面でも有効であるというふうに言われておるところでございます。しかし、一方、人には自己の風貌等、みだりに撮影

されたり、公表されたりすることのない自由がございまして、プライバシーに関する権利の1つとして、憲法第13条の個人の尊重の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要であると思われまます。また、防犯カメラに記録された個人の画像が、特定の人物を識別することができる個人情報に当たるものでございまして、法律による保護の対象となるものと認識をしておるところでございます。

また、令和3年12月に開催をされた国のほうの個人情報保護委員会というもので、公共空間における犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の適正な利用の在り方について、多面的な観点から議論するため、検討会を設置するということとされているところでございます。こうしたことから防犯カメラは犯罪の予防等を目的とするものではございますが、利用する全ての人々が被写体となる不特定多数の個人のプライバシーを侵害することのないよう、十分留意することが必要であると認識しており、設置場所付近に住宅、店舗等がある場合には、設置位置や角度を調整する必要があると考えております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 この問題についても、前のときも同じような、変わらないですね。先ほど6年半前に同じ質問したといったときも、この辺、大阪府富田林市とか松原市とか、大阪方面が進んでいたのも私もお出向きました。やはり個人情報の問題があって、なかなか市はつけますよといったときに賛成もらえないねんと。時代も変わってまいりましたけども、それであるならば、ここでも1つ提案をさせてもらいたいと思うんですけども、区とか個人、これがつけますよ、つけたいねといったときに、たくさんの方、つけておられると思います。こういった補助金制度というのを設ける必要が私はあると思うんですけども。

思い起こすと教育長が新庄中学校の校長先生をされてたとき、新庄中学校、あの付近でも小さいことですけども、ちょっとございまして。私のところも防犯カメラをつけているものですから、その防犯カメラを見せてくださいと。それがどうであったとか、なかったか分からないけども、そのことは解決したと、当時、校長先生からご報告を受けたこともございまして。そういった意味で、市がやっぱりこうつけるねんといった場合に反発が出てくる。それならば、区とか個人、その補助金制度、これ考えられないでしょうか。

川村議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 補助金制度の創設ということでございますけれども、さきに答弁をさせていただきましたように、個人情報保護の観点からいろいろ検討いたしますと、区、大字のほうから要望により、市が設置主体となって設置をしているのが現状でございます。その大字からの要望件数でございますが、年間数件でございまして、現地確認の上、設置をしているところでございます。なお個人設置の防犯カメラへの補助制度ということでございますが、設置目的そのものが、多少違う部分もあるのかなというふうに考えておるところでございます。何せ不特定多数の個人のプライバシーが侵害されないような制度設計をする必要がありますので、国のほうでの有識者の検討会の議論も見ながら、今後、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 やっぱり最後には市長にも一声だけいただきたいなど。市民第一のまちと、市民を大事にすんねんといった場合、やっぱりこういった防犯カメラ、市長になってから、つけられたところはもちろんつけられています。しかし、数では、私はまだまだ足りないと思います。防犯カメラの映像によって犯人逮捕とか、糸口になって捕まったというの、もう自分でも分かってはると思います。そういった観点から、このことについてのご見解をお願いします。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 部長からも答弁をしておりますように、いろんな問題があると思いますので、検討を重ねてまいりたいと思います。今現在は、区からの要望がありましたら、それにつきまして、ある一定の台数が固まった時点での設置を考えておるというのが実情でございます。なかなか1台、2台という設置になりますと単価が上がってまいりますので、ある台数がまとまってからの設置を検討しているところでございます。議員がご指摘の補助金制度とは、またちょっと別の考え方で設置しておりますので、幅広く検討を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

川村議長 藤井本議員。

藤井本議員 市長、1つや2つつけるのと違って、つけるときには固まってつけようと。拡大解釈をして、ええ意味で取っておきたい。ようけつけたろうと、要望なり、そういうときが来たらようけつきますねん、1つや2つと違いますねんというぐらいの意気込みを持って、この防犯カメラにも取り組んでいただきたいと思います。

残り30秒となったわけですが、今、お答えいただきました吉村総務部長、また吉川企画部長、中井会計管理者、今回一般質問させてもらうのも最後になります。同世代、私のほうが1つ年上になるわけですが、同世代ということで話しやすく、いろんな言い過ぎた部分あればお許しもいただきたいし、この場を借りて熱心にお答えいただきましたことに感謝を申し上げて、私の一般質問、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

川村議長 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月25日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお明日、10日から22日までの間、各常任委員会、予算特別委員会などがそれぞれ開催されますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時36分